

## 特集

### マイナンバー導入が及ぼす効果と課題

「寄稿1」マイナンバーがもたらす効果と社会的影響……………18  
 東京大学大学院情報学環教授 ● 須藤 修

「寄稿2」マイナンバー法案と地方公共団体の運用……………21  
 内閣官房社会保障改革担当室参事官 ● 篠原俊博

「寄稿3」マイナンバー制度と地方公共団体の役割……………24  
 総務省自治行政局住民制度課長 ● 宮地 毅

「とっておき」美しい都市の景観……………3  
 「めがね橋」南房総市(千葉県)

「食から考える カ・ラ・ダいきいきライフ(服部幸應監修)……………4  
 赤貝の濃厚なうま味を、はじける柑橘の香りとともに 赤貝とはっさくの和え物

「第74回 全国都市問題会議報告」……………5  
 都市の連携と新しい公共 ― 東日本大震災で見た「絆」の可能性―  
 後藤・安田記念東京都市研究所 研究室主幹 ● 二宅博史

## 動き

「世界の動き」オバマ米大統領が再選に成功 時事総研客員研究員 ● 金重 紘……………28

「経済の動き」経済活性化への挑戦 東京大学大学院教授、総合研究開発機構理事長 ● 伊藤元重……………30  
 「自治の動き」税と給与で攻め込まれる地方 ジャーナリスト ● 松本克夫……………32

「海外都市交流」……………34  
 第3回日仏自治体交流会議を開催して 金沢市長 ● 山野之義

「法令相談室から」……………42  
 権利の放棄に関する最高裁判決について 全国市長会顧問弁護士 ● 石津廣司

「マイ・プライベート・タイム」……………46  
 夢はボランテニア・コーチ いなべ市長 ● 日沖 靖

「世界市民の目線から見た都市行政」……………48  
 世界が注目する、パリの交通大改革 作家 ● デュラン・れい子

「わが市を語る」……………52  
 ◆雪とスイカと花笠のまち 尾花沢 尾花沢市長 ● 加藤國洋

◆地域資源を活用した交流型のまちづくりを目指して 甲州市長 ● 田辺 篤

◆最先端の研究機関とロマンあふれる文化財が融合するまち 木津川市長 ● 河井規子

◆市民の皆さんが誇れるふるさと八幡浜の創造を目指して 八幡浜市長 ● 大城一郎

「地域活性化伝道師が語る観光活性化への道」……………60  
 オーストラリアでの休暇「シドニー」が持つ観光地としての魅力  
 ニセコ・アドベンチャー・センター代表取締役、アドベンチャー・インストラクター ● ロス・フィンドレイ

「歴史に見る リーダーと、それを支えた人たち」……………62  
 東北自治の保存地 ― 後藤新平(三) ― 作家 ● 童門冬一

「編集後記」……………70

「市政ギャラリー 都市の素顔」……………71  
 「法隆寺より大和平野を観る」(奈良県)

表紙イラスト：山本 陽  
 本文イラスト：川名 京

## 市政ルポ



北本市(埼玉県)  
 暮らし続けたいまちに向けて  
 斬新・積極的な施策を展開  
 北本市長 ● 石津賢治

「都市のリスクマネジメント」……………50  
 不測事態の発生と首長リーダーシップ  
 明治大学名誉教授、明治大学危機管理研究センター・研究代表、(財)地方公務員安全衛生推進協会理事長 ● 中邨 章

「全国市長会の動き― Mayors' Action」……………64

「(東北復興応援企画) 美味しい!! 楽しい!! 美しい!!」……………70

# 都市の連携と新しい公共

—東日本大震災で見た『絆』の可能性—

後藤・安田記念東京都市研究所 研究室主幹 <sup>みやけひろし</sup> 三宅博史



## 開会式



開会のあいさつを行う全国市長会会長の森 民夫・長岡市長

第74回全国都市問題会議（全国市長会、（公財）後藤・安田記念東京都市研究所、（公財）日本都市センター、盛岡市主催、（公財）全国市長会協賛）が、平成24年10月11日（木）、12日（金）の2日間、盛岡市（会場：岩手県民会館）にて開催された。昨年3月11日に東日本沿岸部を襲った大津波と福島第一原子力発電所の事故は、未曾有の被害を及ぼし、被災地の一日も早い復興が喫緊の課題となっている。今回の会議では「都市の連携と新しい公共—東日本大震災で見た『絆』の可能性—」をテーマに、自治体をめぐる「絆」の現状と将来の展望について討議がなされ、全国から市区長、市区議会議長、市区議会議員、市区職員など約1600人に上る多くの参加者を得た。第1日は、午前中に開会式、基調講演と主報告、午後は一般報告が行われた。続く第2日には、午前中はパネルディスカッションと閉会式、午後には行政視察が執り行われた。



東日本大震災による死者・行方不明者は約1万9000人に上るが、9割が津波での水死によるものとされる。岩手県

谷藤・盛岡市長から「私たちの未来は被災地とともに―未来へつなく復興の『絆』―」と題する主報告が行われた。

それが生かしていくことが大切だ。

続いて、開催市の

震災の教訓を生かすには、「地域主権」を確立し、地域の実情に合った縦割りを超えた政策を進め、大都市と地方あるいは地理的相違のある都市間の「安全保障条約」を考えていくことが重要だ。被災しなかった都市は、被災した都市との連携・絆を強めるとともに、震災やその後の復興における教訓をしっかり学び、

21世紀は飢餓の時代となっていく中で、期待できる資源は魚である。水産業は大きな力を持っている。三陸の水産都市では、獲れたものがなかなか流通に回っていないという問題を抱えている。企業や市民ファンドの助けによって6次産業化への支援が必要となっていく。

復興局面でも中央集権型の縦割り構造が復興を遅らせる要因の一つとなっている。消費者や水産加工業者は「がれき処理」に従事できなかったが、一般の失職者は「がれき処理」に就けなかった。復興構想会議で高台移転の構想が示され

た。復興構想会議で高台移転の構想が示され

たものの、まだ実行に移されていない。水産加工業の再建も嵩上げなどの費用分担の問題から対応が遅れている。

復興会議の議論で「地域包括ケア」の考え方が示された。医療、介護、雇用、産業などを含めた生活再建の支援であったが、現在の施策は厚生労働省の枠にとどまっている。ベッドの長さに応じて足を切り落とす「プロクルステスのベッド」の逸話のように、縦割りの構図の中で行われている。復興構想会議が提示した復興構想には、地域・コミュニティ主体の復興が基本で、国はこれを支えると明記されたが、実際には各省庁の厚い壁に阻まれ、うまく機能していない。

その中で「新しい公共」の広がりは一つの希望である。ボランティアの量的、質的な拡大がみられ、企業ボランティアの立ち上げ、チャリティの増加、市民ファンドの登場など新しい仕組みがいくつも生まれた。

震災直後に立ち上げた震災孤児・遺児の学

資支援をする「東日本大震災こども未来基金」

の死者・行方不明者は約5900人と戦後最

悪の被害となった。最も大きな被害を受けた

陸前高田市では市街地が壊滅状態となり、宮

古市、大槌町でも市役所・町役場の庁舎が津

波にのまれた。

私は、岩手県市長会会長として、県都盛岡

市の市長として救援・支援などに全力で取り組んできた。指令塔である行政機関自体が被災して十分に機能を果たせない中で、自発的な自治体間の相互支援と市民や民間企業・NPOなどの重層的な連携が全国規模で広がり、

大きな力を発揮した。これらの支援が被災地の復興の原動力となっている。

本市の被災地支援の取り組みとしては、3月11日から沿岸被災者の受け入れを開始するとともに、14日から釜石市に保健師を派遣し、以降、沿岸市町村の行政機能回復のために職員を派遣している。

震災後、災害対策本部内に「復興推進部」を設置し、沿岸市町村の復興支援を最優先として進めてきた。今年度からは、全庁的な危機管理の総合調整や沿岸市町村の復興支援を推進するため、「危機管理課」を設置し、被災地の復興支援に全力で取り組んでいる。

閉校となっていた旧岩手県立宮古高校川井校舎を借り受け、ボランティアが無料で宿泊できる活動拠点として「盛岡市かわいキャンブ」を昨年7月に開設した。沿岸市町村などから本市へ避難している被災者の生活再建や日常生活の支援するため、「もりおか復興支援セン

ター」も開設した。環境配慮型ミニ集会施設「エコハウス」を建設し、被災地である山田町や大槌町、陸前高田市に寄贈した。

昨年11月から宮古市などの災害廃棄物の受け入れを開始している。12月には被災地の復興を支援する民間団体で構成する「もりおか復興支援ネットワーク」が設立され、本市と情報や課題を共有し連携しながら継続的な支援活動を実施している。

都市間連携による支援については、全国市長会による被災市への各種対策・支援の呼び掛けや被災地への市町村職員派遣の調整、中核市市長会による積極的な自主的応援活動の呼び掛けなど柔軟な対応をいただいた。岩手県市長会と岩手県町村会では県広域振興局単位をブロックとした相互応援体制をとり、盛岡広域8市町村長からなる「盛岡広域市町村長懇談会」でも沿岸市町村の復興支援のために一丸となって取り組んできた。

災害時相互応援協定による支援は大きな力を発揮し、基礎自治体間の横の連携の有効性が改めて証明された。今後の大規模災害に備える方策の一つとして、都市間連携の強化による相互支援の充実の必要性が強く認識された。

関西広域連合による「カウンターパート方式」や、名古屋市による陸前高田市の「丸ごと支援」などこれまでにない独自の支援方法も見られ、スピードときめ細かい支援が同時に求められる大規模災害時に有効な支援方法であることが認識された。

基調講演



高成田 享・仙台大学教授

主報告



谷藤裕明・盛岡市長

には1億円を超す募金が寄せられた。企業レベルでは、三陸水産都市にコンテナを利用した冷凍設備を支給した「希望の烽火」の活動がいち早い支援によって被災した水産加工業者を勇気づけた。「新しい公共」空間では、「地域包括ケア」を通じて、高齢者のケア、子どもの保育・学習、失職者の就労支援、小規模な起業の支援を進めていく必要がある。

地域経済の大きな鍵は「6次産業」の量と質の拡大である。工場の再建や生産設備を元通りにしても、販路の拡大が重要である。生産者と販売者、消費者間のマッチングをコーディネートする必要がある。

日本の地方には豊かな自然、おいしい食べ物、温かな人情があり、観光だけでなく、大都市から地方への高齢者の移住を促す可能性を秘めている。エネルギー転換も地域経済の一つの芽である。バイオマス、太陽熱、風力計画など災害復興の中でさまざまな活動が起こりつつある。シルバー産業、エネルギー転換は、

内需型の経済発展に寄与する2つの大きな柱

環境配慮型ミニ集会施設「エコハウス」を建設し、被災地である山田町や大槌町、陸前高田市に寄贈した。

昨年11月から宮古市などの災害廃棄物の受け入れを開始している。12月には被災地の復興を支援する民間団体で構成する「もりおか復興支援ネットワーク」が設立され、本市と情報や課題を共有し連携しながら継続的な支援活動を実施している。

都市間連携による支援については、全国市長会による被災市への各種対策・支援の呼び掛けや被災地への市町村職員派遣の調整、中核市市長会による積極的な自主的応援活動の呼び掛けなど柔軟な対応をいただいた。岩手県市長会と岩手県町村会では県広域振興局単位をブロックとした相互応援体制をとり、盛岡広域8市町村長からなる「盛岡広域市町村長懇談会」でも沿岸市町村の復興支援のために一丸となって取り組んできた。

災害時相互応援協定による支援は大きな力を発揮し、基礎自治体間の横の連携の有効性が改めて証明された。今後の大規模災害に備える方策の一つとして、都市間連携の強化による相互支援の充実の必要性が強く認識された。

関西広域連合による「カウンターパート方式」や、名古屋市による陸前高田市の「丸ごと支援」などこれまでにない独自の支援方法も見られ、スピードときめ細かい支援が同時に求められる大規模災害時に有効な支援方法であることが認識された。

一般報告



平田オリザ・大阪大学教授

消費社会では付加価値で勝負しなければならぬ。三陸の高級魚介類は、漁協で1000円で出荷したものが築地料亭では1万円で提供される。地元で、観光と組み合わせるフレンドリーな食材として出せば3〜4000円で提供することも不可能ではない。付加価値をつくれれば地元雇用が生まれる。これまでの学校教育は、首都圏を支えるための産業戦士を育てる教育をしてきた。地域の未来を支え、付加価値を生み出す人材育成に切り替えていかない限り、復興につながらない。」



井口経明・岩沼市長

フトの地産地消が重要である。宮沢賢治は、岩手の農民も人生を楽しみ豊かに暮らさない限り、幸福はあり得ないと説いた。この教えをまちの復興に生かすべきだ。被災地が真の自立を目指すならば、市民一人ひとりが芸術家となって感性を磨き、地域の付加価値を高めていくしかない。東北の文化的潜在力を蘇らせることが東北の復興につながる。すなわち文化によるコミュニティの回復が重要だ。続いて、井口経明・岩沼市長から「絆」で早期復興 互いに助け合える連携を」と題する報告が行われた。報告は、大津波が岩沼市に到達し、仙台空港や隣接する工業団地が水没する映像の上映から始まった。本市は地震の直接被害は少なかったが、その後の大津波で市域面積の約48%が浸水した。ガソリンなどの燃料不足や原発事故で物流が停滞する中、避難指示、人命の救助・捜索、避難所の設置、救援物資の受け入れ、ライフラインの復旧などに全力で取り組んだ。

6月初めには希望者全員が集落単位で仮設住宅へ入居することができ、8月初旬には「震災復興計画」を策定し、今年8月には集団移転地の造成が始まった。多くの自治体をはじめ、国、県、民間企業などからのご支援の賜物である。姉妹都市南国市、友好都市尾花沢市の絆が迅速で確実な支援へとつながった。日ごろからさまざまな形で結びつきを深めていくことが大切だと感じた。仙台空港に米軍がやってきて自衛隊と共同でがれきを撤去し、国内線が異例の速さで再開された。海外の姉妹都市、友好都市の市民からも募金や心温まるメッセージをいただいた。交流の無かった多くの自治体からも支援をいただいた。



大矢邦宣・平泉文化遺産センター館長

長期間にわたる職員の派遣はありがたかった。震災直後の避難所では職員が不眠不休の活動を続け、交代要員の確保も必要だった。その後も役所の事務職や技術職で職員が全く足りず、多くの自治体からの職員派遣は本当に助かっている。岩沼市と縁のある方から支援の輪が広がっていったことも特筆すべき事項である。本市



現在、県内各都市町村では、復旧・復興に向けて懸命に取り組んでいるが、被災自治体の職員不足、まちづくり用地の確保、がれきの処理、被災者への生活支援など、多くの課題を抱えている。必要とされているのは、復興に向けて「小さくても支援をずっと続けてくれる継続の力」

「共に寄り添い歩んでくれる確かな力」である。東日本大震災を契機として生まれたさまざまな「絆」は、復興に大きな役割を果たしている。「絆」が未来へとさらにつながり、真の復興に向けた推進力となることを、被災地の県都として強く願うものである。

今の若者は強固な共同体には抵抗があるが、ボランティア活動には積極的だ。これからは強固な共同体でなく緩やかなネットワーク社会を作り、地域共同体を維持していく必要がある。欧米の劇場や音楽ホールでは、アートを通じてホームレスに生きる気力を取り戻してもらう「ホームレスプロジェクト」が盛んだ。失業者にもいかに社会との接点を持ってもらうかが重要だ。これが「文化による社会包摂」(人間を孤立させない)という考え方だ。観光文化政策は富を生み出すことも忘れてはならない。文化による都市再生の成功例にフランス・ナント市が挙げられる。寂れた工場をアートスペースや劇場に作り替え、アーティストを誘致して文化的イメージを高め、観光のまちとして再生した。宮古をナントに、釜石をビルバオに、盛岡をボローニャにすることは不可能ではない。岩手の復興は文化による再生しかないと考えている。

第1日目午後は、3人の報告者による一般報告である。まず、大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授の平田オリザ氏から「文化による地域復興を目指して」と題する報告が行われた。はじめに平田氏は、宮沢賢治『農民芸術概論綱要』の「職業芸術家は一度亡びねばならぬ、誰人もみな芸術家たる感受をなせ」の一節を読み

上げた。復旧・復興には巨額の財政的支援が必要であるが、それは地域の自立を妨げ、自己判断能力を失わせる危険を伴っている。地域の自立性の回復のために必要なものは何か。全国で地方都市の風景は画一化されてきた。郊外型ショッピングセンターが建ち、旧市街地で空洞化が問題になっている。人々は利便性を得た代わりに都市の機能を失った。コミュニティの維持に必要な鎮守の森、神話や伝統芸能の継承などである。獅子舞が有名な女川地区では、舞が復活する集落から復興していく。これが、文化によるコミュニティ形成の力である。商店街が寂れていくと床屋、銭湯、駄菓子屋がなくなる。床屋、銭湯は、江戸時代以来のコミュニティスペースで、駄菓子屋は子どもがコミュニケーション能力を学ぶ場であった。こうした「無意識のセーフティネット」の場が今やなくなってしまった。青少年の凶悪犯罪が地方都市に拡散し、ひきこもりや不登校も問題となっている。重層性のある社会でないと生きづらい。現代社会に合った「新しい広場」を作っていくなければならない。

大阪では、万博の成功体験から集客に頼る政策を続けてきた。オリンピック誘致に失敗し、大規模アトラクション施設も鳴かず飛ばずの状態で。一方、寄席の天満天神繁昌亭などの成功例もある。また、越後妻有アートトリエンナーレ、瀬戸内国際祭、あいちトリエンナーレなど、高い国際性を持ち、地域の人々が参加体験する芸術祭が集客を高めている。北海道の富良野市は、ラベンダーを資源に参加型体験イベントにより付加価値を持たせることで日本有数の観光地となった。一方、同じ北

パネルディスカッション



コーディネーターの広田純一・岩手大学教授



多田一彦・遠野まごころネット理事長



西尾雄志・日本財団学生ボランティアセンター長



村山優子・岩手県立大学教授



戸羽 太・陸前高田市長



大橋建一・和歌山市長



出身の東京大学教授の石川幹子さんには市の震災復興会議の議長をお願いし、JOC A 青年海外協力協会)からはメンバーであった市民を通じて多大な人的支援をいただいた。

一方、震災規模が大き過ぎ、各種団体や民間企業と結んでいた防災(災害支援)協定がうまく機能しなかった例もある。

協定を結ぶだけで安心するのではなく、機能しない場合も想定しておく必要がある。

現在の課題の一つはがれき処理である。がれきを一部用いて、避難場所にもなる丘(千年希望の丘)を造ることを掲げたが、国県から法令などの関係で理解が得られず、計画が足止めされた。実証実験のかたちでようやく認めてもらったが、今後も粘り強く対応したい。震災が意識の上で風化しつつあるのも最大の問題である。被災地ではまだまだ支援を必要としている。復興には何よりもスピード感が大切と考える所以である。

避難所では、極力集落単位でまとまって生活してもらったが、これが後の集団移転などの意思決定に有効であった。仮設住宅にも集落

単位で入居してもらい、それを支援するサポートセンターも設置した。過去の震災で見られた、心の病や自ら命を絶つ方を出さない対策である。自主防災組織は、震災の規模があまりにも大きかったため、震災直後はあまり機能しなかったが、食料を持ち寄って炊出しなどを行ったところもあった。

これら絆による多くのご支援に応えるためには、復興を果たすとともに、震災の教訓を全国に伝えていくことである。被災現場の教職員、震災体験を踏まえて作成した冊子『学校の危機管理』東日本大震災から学ぶ次への備え』は、全国の教育関係者に関心を寄せてもらい、私も多くの講演会などの催しで話をしている。

大きな災害が他の場所で発生した際には支援に駆け付けられればと考えている。他の自治体を支えることが、ひいては自分の自治体のためになるという全国的な統一認識をもち、災害に強い都市連携が確立されることを期待している。

第1日目最後は、平泉文化遺産センター館長の矢野宣氏による「三陸復光と世界遺産『平泉』」と題する報告である。

「復光」のタイトルには希望の光の意味を込めている。大震災直後は何もできなかった。3カ月後の6月29日に「平泉」の世界遺産登録が発表された。その評価は、現世における仏国土(浄土)を象徴的に明示し、日本の自然信仰と浄土思想の融合を反映しているというものだ。「平泉」を読み解くためには、日本人の価値

浄土)であるが、日本では、現世主義・自然愛好の思想から、自然景観の曲池(自然美の浄土)となった。日本で創られた浄土庭園は、平泉で完成し、毛越寺は「自然美の浄土」「この世の浄土」を象徴する唯一完存している平安浄土庭園である。

「平泉」の世界遺産登録は、大きな喜びと希望の光と勇気を与えた。「浄土思想」には、「利他」の実践、「理想郷(浄土)づくりへの実践の勧めが根幹にある。平泉には、清衡の「この世を理想郷・浄土に」への熱き想いが込められている。「絆」とは、関心を持ち続けることである。それが三陸の復興・復光につながる。

観を知る必要がある。日本人の思惟には、現実の容認・現世主義・自然愛好があり、自然への畏敬、素朴なカミ信仰がある。日本仏教には独特の現世主義がある。釈迦の教えは諸行無常・戒律、煩惱滅却だが、日本仏教は煩惱肯定、現実世界肯定・自然愛好である。

藤原清衡が目指したのは「この世の浄土」である。清衡は、前九年合戦、後三年合戦で父と妻子を失うという不幸な原体験を持ち、みちのくの地は、「道の奥」との名が示すように恐れと憧れ、差別・蔑視から絶え間ない収奪と戦いの宿命を抱えていた。清衡の悲願は、みちのくの平和・浄土の実現であった。

「この世の浄土」を実現するためには、政治的にはみちのくを一つにして中央に「平泉」を置き、経済的には砂金・馬・鷹羽など戦略物資を一元化し、文化的には法華経の平等思想、高度な平泉文化を創出することで差別を払拭するという具体的な戦略があった。平泉文化は、都との平等関係を築くため、超一流でなければならなかった。それも模倣ではなく、獨創性・自由性・先進性を指すものであった。ユネスコ憲章前文には、戦争は「無知」と「偏見」と「不平等」という教養を広めることによって可能にされた」と記されている。平泉文化はそれを先取りした精神であった。

みちのく縦貫道(奥大道)を整備し、その中央に中尊寺(みちのく中央の尊い寺)を建立し、関山を境界として都の干渉を排除し、北方の王者たることを目指した。

第2日目午前は、岩手大学農学部教授、東日本大震災復興構想会議検討部会専門委員の広田純一氏をコーディネーターとして、遠野まごころネット理事長の多田一彦氏、日本財団学生ボランティアセンター長の西尾雄志氏、岩手県立大学ソフトウェア情報学部教授の村山優子氏、戸羽太・陸前高田市長、大橋建一・和歌山市長によるパネルディスカッションが行われた。

まず広田氏から、震災で築かれた絆の可能性と教訓を話し合いたいとの趣旨が述べられた。



谷藤裕明・盛岡市長による大会宣言

自立につながるかたちである、子どもたちなど将来の復興を支える人材をはぐくんでいく、の4つのポイントが整理された。会場からも被災地へのエールの言葉がかけられ、パネルディスカッションは盛況のうちに幕を閉じた。

続いて閉会式に先立ち、開催市の谷藤・盛

戸羽市長は、市役所自体も被災した大災害にもかかわらず法律や規制は通常どおりで被災地の負担は変わらない。自治体からの支援は非常にありがたく、日ごろから自治体同士で協定を結んで絆を深めておくべきと語った。大橋市長は、自治体を応援できるのは国・県でなく自治体職員であり、中核市では列島串刺しの相互応援協定を結んだ。また紀伊半島豪雨の際にはボランティアを配する人材の必要性を痛感したと述べた。多田氏は、被災地の自立が求められているが、衣食住業のあらゆる支援が必要なことから、被災地の声なき声を聴き、コミュニティ再生に向けた活動を進めている。自治体では人手が足りなく、復旧に向けて官民協力していくことが重要だと述べた。

西尾氏は、今の若者は社会の役に立ちたいと考えており、学生ボランティアとしてがれき処理、仮設住宅の子どもたちをキャンプに連れて行く活動を行っていると報告した。村山氏からは、避難所や医療現場でのインターネット接続支援や、安否情報確認、ライフラインの視覚化、避難者管理情報などのIT支援について報告があった。

被災地のことを忘れられたら被災地の人々は頑張ることができない。ぜひこれからも長い支援と被災地に心を寄せていただきたいと語った。

最後に広田氏から、絆とは寄り添う心である、柔軟に対応できる人材や信頼関係を作っていく、これからの絆とは被災地の

被災地の目的に応じてコーディネートするよう心掛けたと答えた。大橋市長は、夏休みに郡山の子どもたちを泊りがけで受け入れた「希望プロジェクト」について紹介し、市内の小中学生と体験談を語り合うなど双方に大きなメリットがあったと述べた。戸羽市長は、被災地の子どもたちにどう夢を追い続けてもらえるかのケアが重要であり、自治体連携や企業支援によりぜひ力を注いでもらいたい。一方、大学研究者が被災地に研究を無理やり当てはめようとする行為は迷惑であると述べ、広田氏も仮設住宅への大量のアンケート調査など問題があると同調した。

村山氏は、災害時には関係者が多様で感情的になりやすい状況に陥るため、判断力やスピード、信頼関係を築くことが重要となると述べた。戸羽市長は、被災地に来る多くの企業、NPOのうち、どこが信頼し得るのかの判断が難しかったのが課題と述べ、多田氏は、行政に全部負担させると大変なので、ボランティアアセンタールと役割分担するのがよいと答えた。

災害に備えたアドバイスについて、大橋市長は、役所で行うべき業務の切り分けやボランティアの受け入れ体制の整備が重要であり、市長同士で災害時の心得を送り合うことも役に立つと語った。多田氏は、役所機能が失われた場合、NPOや住民も行政感覚をもって動かなければならない。ボランティアの役割を固定化せず、柔軟に対応できる人材、組織をつくることが重要であると答えた。西尾氏は、ボラン

岡市長の提案により、会議での議論を踏まえ、①「絆」を未来へとつなげて豊かな社会の創造を目指していく、②全国に自律的な連携が機能するような社会システムの形成を目指していく、③今後も被災地に寄り添いながら支援を継続していく、を旨とする大会宣言が読み上げられ、満場の拍手をもって採択された。閉会式では、次期開催市の釘宮馨・大分市長のあいさつ、後藤・安田記念東京都市研究所の西尾勝理理事長の閉会あいさつが行われた。

今回の会議は、自らも被災し、また沿岸被災地への支援を行う盛岡市において、実体験に基づいた講演、報告、ディスカッションが行われ、大変意義深いものとなった。閉会あいさつでも述べられたように、我々みんなが被災地の復興に関心を寄せ、復興に向けての長い道のりを共に歩み、支援を続けていくことを改めて決意することが、本会議の結論であったように思われる。併せて、東海地震、南海地震、東南海地震あるいは首都直下型地震などの大災害に対し、全国の自治体では早急

ティアを束ねるコーディネーターの育成やネットワーク作りが大事とし、村山氏は、災害情報システムは日ごろ使っているシステムを応用するという考え方が必要と述べた。また戸羽市長は、市職員は有事に逃げるわけにいかないと考え、多くの職員、消防団員が亡くなった。職員の業務範囲と逃げるタイミングを明確化し、平常時に住民の理解を得ておくことも重要だと語った。

今後の絆の在り方について、大橋市長は、全国の自治体同士で信頼関係を築くのが大事であり、絆という言葉は広がったものの、がれき受け入れ反対や風評被害の状況をみると本当の絆への課題はまだ残されていると述べた。多田氏は、国や県から一方的に下りてくる制度や事業は被災地の課題解決につながっておらず、市町村は国・県と住民との板挟みとなっている。真の絆とは、現場の声を聴いて関係を作ることだと述べた。西尾氏は、絆とともに自助も重要なキーワードとなる。一時的な援助は必要だがいずれば自立につなげていかなければならず、子どもたちが将来を切り開く力をどう新しい公共が支援していけるかが重要だと述べた。村山氏は、お互いの能力と痛みをわけることが信頼関係であり、自治体同士で若手・中堅職員が顔の見える関係を築いておくことと絆が生まれ、有事のときの処理能力が変わっていくと述べた。戸羽市長は、被災から1年半たちメディアでの報道も少なくなってきたが、復興はようやくスタートラインに立った状態である。



次期開催市の釘宮馨・大分市長のあいさつ

に防災、減災対策に取り組んでいく必要があり、会議での討議を通じ、各都市の防災、減災力の向上、その鍵を握るコミュニティの再構築に向けた一層の取り組みがなされることを期待したい。

また、午後から行われた行政視察では、宮古、釜石、陸前高田、大船渡の沿岸被災地を視察するコースも設けられた。公務多忙の中、被災地の現状に心を寄せる120名もの多くの参加があったことも記しておきたい。

閉会式



閉会のあいさつを行う西尾勝後藤・安田記念東京都市研究所理事長

# 特集

## マイナンバー導入が及ぼす効果と課題

社会保障と税の一体改革を支える、共通番号制度についての法案「マイナンバー法案」等が廃案となり、次期通常国会であらためて審議される予定となっています。医療や介護、年金などの社会保障分野と税分野の個人情報を一体的に管理するこの制度の導入が決定すれば、まず、日本に暮らす個人と企業に番号が割り振られ、その後にICチップ付きのカードが配られます。都市自治体においても社会保障、地方税、防災等に関する事務にも利用することができ、業務の効率化やコスト削減等が期待できます。

今回の特集では、マイナンバー法案に関して制度導入の目的、その概要、実施・運用のシステム、さらにスムーズな移行に向けての今後の課題などについて紹介します。

寄稿 1

### マイナンバーがもたらす効果と社会的影響

東京大学大学院情報学環教授 須藤 修

寄稿 2

### マイナンバー法案と地方公共団体の運用

内閣官房社会保障改革担当室参事官 篠原俊博

寄稿 3

### マイナンバー制度と地方公共団体の役割

総務省 自治行政局 住民制度課長 宮地 毅

# マイナンバーがもたらす効果と社会的影響

東京大学大学院情報学環教授

須藤 修すどう おさむ



## はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（いわゆる「マイナンバー法案」）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（いわゆる「マイナンバー整備法案」）は、先に閉会した臨時国会において審議未了で廃案となった。しかし、社会保障と税の一体改革を支えるマイナンバー制度については、今後も与野党で導入に向けた検討が継続されることになるだろう。もちろん、選挙結果いかんでマイナンバー制度の構想は異なったものになるわけだが、これまで準備されてきた枠組みが、今後検討される上で基本的な土台となることであろう。そこで、本論では、マイナンバー制度について、その効果と社会的影響について述べる。そして、今後どのような課題があるのか述べておこうと思う。

## マイナンバー制度と経済的影響

政府は、社会保障制度と税制度を一体的に把握し、より正確な所得や社会保障支出などの情報に基づいて、公平かつ効率的な社会保障制度と税制度を構築しようと検討を行ってきた。そのための情報基盤を構築すべくマイナンバーを導入しようと法案を準備したのだった。マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人情報同一人の情報であることを確認し、給付と負担の公平性を確保し、同時にそのための各種行政事務を効率的に行うことができるようにしようとするものである。

峰崎直樹「政府番号制度創設推進本部」事務局長は、マイナンバー制度導入に関して、「少子高齢化が進み、格差や貧困が拡大する一方、国や自治体の財政は非常に逼迫している。社会保障・税一体改革を通じて、負担の公平性・透明性を高め、必要な人により効果

的な給付が行えるようにする必要がある。つまり、所得がある人は相応に負担し、所得が少ない人には負担を減らして適正な給付を行い、税と社会保障を通じた所得再分配機能を強化する。そのためには、マイナンバーを導入して、所得を適切に把握する必要がある。その考え方に基づいて、制度設計では、「給付のための番号」として機能すること、国民がメリットを感じられる制度であることが重視された。また、情報通信技術の進展を活かして、行政の効率性を高めるという要請もあった。それらを受けて具体化されたのが『マイナンバー法案』だと語っている（注1）。

ところで、マイナンバー制度の導入に関しては、「効果に比べてコストが高すぎるのではないか」という疑問が提起されているが、この点に関連して、「わたしたち生活者のための『共通番号』推進協議会」（代表・北川正恭、主査・須藤修）では、政府の検討している「マイナンバー」制度が導入された場合、年

間でどれくらいのコストが削減されるのかについて試算を行っている。併せて、マイナンバー法案では施行後5年を目的に検討するとされている幅広い行政分野や民間で、番号制度の活用が始まった場合の効果も試算している（表を参照）。なお、今回の試算に各機関で発生するシステム改修コスト等は含まれていない（注2）。

表では、試算結果は3通りなされている。まず、試算結果1では、マイナンバーの利用は、当初の予定では、税と社会保障など可能な範囲で利用を開始するとされている。マイナンバー法案で「活用できる」とされている

すべての分野において、マイナンバーが活用された場合、年間約3000億円の行政コスト削減効果があると考えられる。なお、福祉分野での適用範囲が明確にされていないので、そのコスト削減効果は計上されていない。試算結果2では、医療機関、介護事業者などにおいて、私たちの生命を守るために活用された場合を想定している。この場合、年間約6000億円のコスト削減効果があると考えられる。例えば、匿名化された診療情報等の活用は、私たちの健康増進に測り知れない効果をもたらすし、健康保険財政等にも好影響を及ぼすと考える。なお、大規模災害のような非常時を除き、個人が、マイナンバー利用を許可するサービス、許可しないサービスを選択できるような仕組みにする必要があると考える。

ともあれ、行政分野だけではなく、医療・福祉分野、金融決済、生命保険、電気・ガスなどの準公共的分野でマイナンバーを利用した場合、総額で年間1兆1500億円のコスト削減は見込める。このことは、情報連携の基盤を新たに構築し、既存情報システムの大規模改修をした場合、かなりの導入コストを必要とするが、中長期で見れば、それを大幅に上回るコスト削減効果が期待できるものと考えられる。

## 今後の課題

当初の予定では、マイナンバーの利用範囲は極めて限定されているが、地方公共団体の行政効率、向上サービスの質の改善を考えると、今後は、個人情報保護に十分に配慮した上で、適用範囲拡大について真剣に検討すべきである。どのような場面でいかなるメリットがあるのか、具体的に検討していくことが必要である。例えば結婚や出産、就職や退職、年金受給など、さまざまなライフイベントで現行ではどういう手続きが必要であり、それがマイナンバーによって利便性がどのように高まるのか。あるいは、高齢化が進む中で、ますます医療と介護の連携が求められるが、マイナンバーを活用すれば、地方公共団体の事務負担は相当軽減できるものと考えられる。個人にとっても、地方公共団体にとって

表 コスト削減効果試算

## コスト削減効果は、年間1兆1,500億円

社会保障や税に係る事務の効率化など、行政分野の経済効果	年間約3,000億円
医療機関の事務の効率化など、準公的分野の経済効果	年間約6,000億円
企業内の事務の効率化など、民間分野の経済効果	年間約2,500億円

出所：わたしたち生活者のための共通番号推進協議会

# マイナンバー法案と 地方公共団体の運用

内閣官房社会保障改革担当室参事官

篠原俊博  
しのはらとしひろ



## マイナンバー制度導入の目的

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。11月16日に衆議院が解散されたことに伴い廃案となった行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（以下「マイナンバー法案」という。）では、社会保障・税・防災の各分野でマイナンバー制度を導入することとしている。

マイナンバー制度は、「より公平・公正な社会」「社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会」「行政に過誤や無駄のない社会」「国民にとって利便性の高い社会」「国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会」を実現することを目標に掲げているが、その導入の効果としては、以下の6点が挙げられる。

- ①より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。
- ②真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる。
- ③大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる。
- ④社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。
- ⑤ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する。
- ⑥行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる。

## マイナンバー制度の仕組み

マイナンバー制度は、①付番、②情報連携、③本人確認の3要素から構成されている。

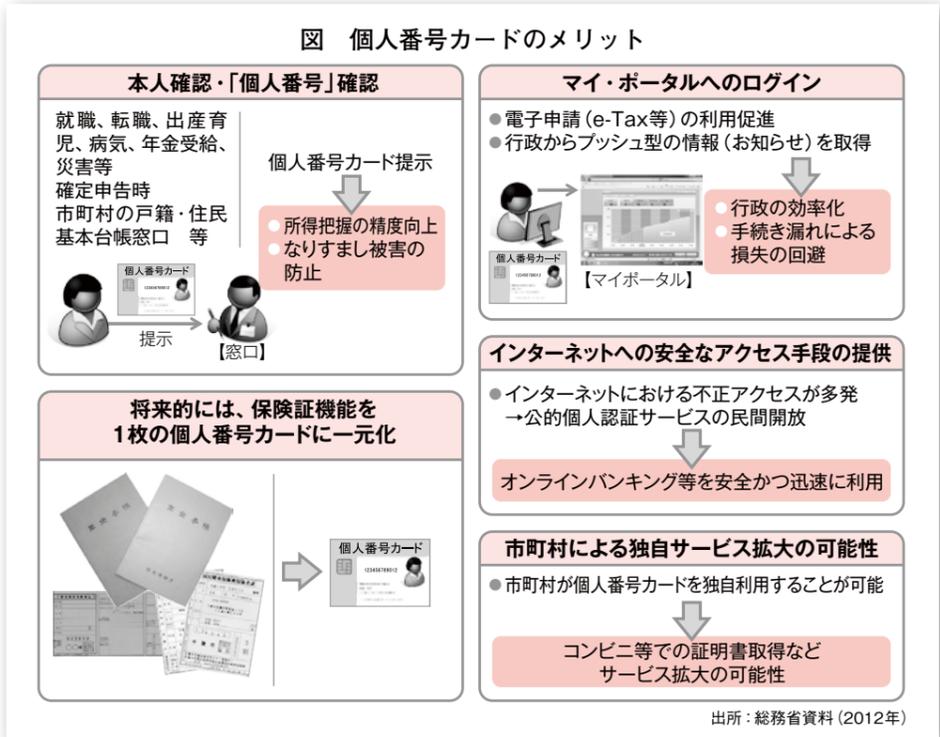
第一に、「付番」とは、個人に①悉皆性（住民票を有する全員に付番）、②唯一無二性（1人1番号で重複の無いように付番）、③「民―民―官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）を有し、④最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな個人番号（以下「マイナンバー」という。）を付番する仕組みのことをいう。また、法人等については、上記①から③までの特徴を有する「法人番号」を付番する仕組みのことをいう。

第二に、「情報連携」とは、複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みのことをいう。情報連携に当たっては、連携される個人情報の種類やその利用事務をマイナンバー法案で明確化し、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付けている。ただし、この義務付けは、情報提供ネットワークシステムの利用者となる行政機関等であっても、当該行政機関等が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除かれる。

第三に、「本人確認」とは、個人が、自分が自分であることを証明するための仕組みであるとともに、個人が自分のマイナンバーの真正性を証明するための仕組みのことをいう。具体的には、現行の住民基本台帳カードを改良し、ICカードの券面とICチップにマイナン

も、民間企業にとっても、メリットを感じられる活用の仕方をもっと幅広く考えていくべきではなからうか。たとえば、マイナンバー制度に伴い、個人番号カードの導入が考えられているが、個人番号カードも地方公共団体

の工夫と条例によってさまざまなサービス機能を持たせることが可能である（図を参照）。政府は、マイナンバー制度導入によって、国・地方の枠を超え、一体的にワンストップサービスを進めようと考えている。その際、



これまでの「申請主義」を脱却し、利用者の視点で簡素で便利な行政サービスを提供しなければならぬ。そのためには地方公共団体も複数機関の情報連携を前提とした業務改革が求められる。まず地方公共団体に求められるのは、業務の標準化や業務プロセスの効率化・透明性の拡大を実現していくことである。

今後どのようなプロセスで業務改革を進め、どのように経営資源をマネジメントしていくのか、原課任せではなく、情報政策部門が責任と権限をもって組織横断で取り組みなければならぬ。その場合、情報政策部門には複数あるいは大規模な

プロジェクトの統括管理を行い、個々のプロジェクトを円滑かつ確実に前進させる役割が求められる。一方、情報政策部門以外の職員も高度にITを活用できるスキルが必要で、今後はそうした職員研修にも力を入れるべきであろう。さらに、業務と情報システムの全体最適化を進めるには、トップの理解と指導力が不可欠になるだろう。

【注】  
 (1) 峰崎直樹・森信茂樹・須藤修・新保史生「座談会・もっと知りたい！マイナンバー制度」連合「第294号（日本労働組合総連合会、2012年10月号）13ページ  
 (2) わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会（代表：北川正泰）「共通番号」導入の経済効果試算結果（わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会事務局、2012年）参照

【参考文献】  
 ● 榎並俊博「共通番号（国民ID）のすべて」（東洋経済新報社、2010年）  
 ● 市民が主役の地域情報化推進協議会番号制度研究会編「マイナンバーがやってくる」日経BP社、2012年  
 ● 政府「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」編「社会保障・税番号大綱」（政府内閣官房、2011年）  
 ● 総務省「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」（座長：須藤修 編「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間とりまとめ）」総務省、2012年）  
 ● 峰崎直樹・森信茂樹・須藤修・新保史生「座談会・もっと知りたい！マイナンバー制度」連合「第294号（日本労働組合総連合会、2012年10月号）  
 ● わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会（代表：北川正泰）「共通番号」導入の経済効果試算結果（わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会事務局、2012年）

バーと基本4情報及び顔写真を記載・記録した個人番号カードを交付することによって本人確認を行うものである。これは、正確な番号や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組みである。

### マイナンバー法案の概要

上述のとおり、マイナンバー法案は11月16日の衆議院解散に伴い廃案となったのであるが、次期通常国会にあらためて番号制度関連法案を提出することとしている。(ここでは、次期通常国会に提出される番号制度関連法案でも基本となるであろうマイナンバー法案の内容について述べる。)

#### (1) マイナンバー

市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを指定し、書面により本人に通知する(マイナンバー法案4条1項)。マイナンバーの変更は、盗用、漏えい等の被害を受けた場合等に限り可能とされている(同条2項)。なお、対象者としては、中长期在留者、特別永住者等の外国人住民も含まれる。

国民がマイナンバーを安心して利用できるよう、マイナンバーの利用範囲は法律に規定される。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用(マイナンバー法案6条1項・2項、別表1)、②当該事務に係る申請・届出等を行う者(代理人・受託者を含む)。

団体の特定個人情報の内部利用と位置付けられ、条例の規定がなくとも可能となるが、同一地方公共団体内の異なる執行機関においてマイナンバーを照会し、提供すること(例：B市教育委員会が地方税関係情報を照会し、B市税務課が当該情報を提供)は、マイナンバー法案上外部提供と位置付けられ、条例に規定することにより可能となる(マイナンバー法案17条9号)。なお、いずれの場合も、同一地方公共団体内の情報の照会・提供であれば、情報提供ネットワークシステムを介することとはならない。

情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがあった場合には、当該求めを受けた者は、当該特定個人情報を提供する義務があり、そこに情報提供者側の裁量があることとはならない(マイナンバー法案20条1項)。一方、かかる情報提供義務が法律上あることをもって、マイナンバー法案別表第二に記載された特定個人情報の提供については、地方税関係情報を含め守秘義務が解除されると解釈される。

いずれにせよ、これらの特定個人情報の利用・照会・提供においては、マイナンバー法案及び各地方公共団体の個人情報保護条例等にしたがって、適切な個人情報の保護を行う必要がある。特に、マイナンバー法案26条において、地方公共団体は特定個人情報の適正な取扱い及びその開示・訂正・利用の停止・消去・

が事務処理上必要な範囲での利用(同条3項)、③災害時の金融機関での利用(同条4項)に限定される。

したがって、マイナンバー法案に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めるとは禁止される(マイナンバー法案13条)。本人からマイナンバーの提供を受ける場合は、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要がある(マイナンバー法案12条)。

#### (2) 個人情報保護

マイナンバー法案の規定によるものを除き、特定個人情報(マイナンバー付きの個人情報という。以下同じ。)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成は禁止される(マイナンバー法案16条、18条)。

特定個人情報の外部提供も原則禁止される(マイナンバー法案17条柱書)が、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの情報提供(同条7号)などマイナンバー法案に規定するものに限り可能とした(同条各号)。

なお、システム設計に当たっては、情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないこととし、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築することとしている。

さらに、国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み(マイ・ポータル)を提供するほか、特定個人情報保護評価の実施(マイナンバー法案15条)、罰則の強化(マイナンバー法案8章)など、十分な個人情報保

提供の停止のために必要な措置を講ずる義務すなわちこれらの措置を講ずるために当該地方公共団体の個人情報保護条例等を改正する等の対応をとるべき義務が課されている。

地方公共団体においてはこれまでも当該地方公共団体に設置されてきた宛名管理システム等の活用により行政の効率化等を図ってきたところであるが、マイナンバー制度を活用することにより、従来の宛名管理システムでは対応が困難であった転出入のある住民、いわゆる住登外者、近隣市町村から通院する患者、広域連合・一部事務組合における統一処理も含めて、セキュリティに配慮されたトータルな個人情報管理が実現することとなる。

このことにより、マイナンバーを活用したより正確で確実な情報管理、他の機関等との情報連携によるサービスの向上、また、個人番号カードを活用したより確実な本人確認、さらにマイ・ポータルを活用したプッシュ型のお知らせ等が可能となるところである。地方公共団体においては、この好機をとらえ、窓口の総合化や、従来の書類審査からより現場に密着した行政を志向し、地域における総合的な行政主体としての政策の質の向上を図ることができると考える。

### 今後のスケジュール

マイナンバー法案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律を講ずることとした。

(3) 法人番号の付番、個人番号カードの交付  
国税庁長官は法人等に対して法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする(マイナンバー法案52条1項)。法人番号は原則公表とし(同条4項)、民間での自由な利用を可能とする。

市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付するものとする(マイナンバー法案56条1項)。

### 地方公共団体におけるマイナンバーの活用

地方公共団体は、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものにマイナンバーを利用することができる(マイナンバー法案6条2項)。これは、地方公共団体の条例によるマイナンバーの独自利用及び情報連携を認めることで、一層の住民の利便性向上、住民負担の軽減、行政運営の効率化、コスト削減を図ることを意図した規定であり、積極的な活用が望まれる。

また、地方公共団体が条例によりマイナンバーを活用する事務においては他の機関と情報連携を行いたい場合には、個人番号情報保護委員会規則においてその方法を規定することを予定している(マイナンバー法案17条13号)。

なお、同一地方公共団体内の同一執行機関内においてマイナンバーを照会し、提供すること(例：A町福祉課が地方税関係情報を照会し、A町税務課が当該情報を提供)は、地方公共団体の法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び地方公共団体情報システム機構法案については、本年9月6日に衆議院内閣委員会に付託され、翌7日に継続審議とされた後、上述のとおり、11月16日の衆議院の解散に伴い廃案となった。これにより、従来予定されていた平成25年上半年期の個人番号情報保護委員会の設置、平成26年10月頃のマイナンバーの通知、平成27年1月のマイナンバーの利用の開始及び個人番号カードの交付開始については、いずれも1年程度先送りせざるを得ないところである。

また、平成28年1月より、国の機関間で情報提供ネットワークシステムの運用を開始し、同年7月を目途に地方公共団体との間でも情報提供ネットワークシステムの運用を開始することとし、さらに、マイ・ポータルの運用開始についても、情報提供ネットワークシステムの運用開始と併せて実施する予定であったが、こちらもそれぞれ1年程度先送りされることとなる。

実施時期が後ろ倒しになったとはいえ、地方公共団体におけるシステム構築及び改修に関する基礎的な調査や、番号制度導入に向けた庁内の体制整備・業務の検討等については直ちに着手した方が望ましい。今後、次期通常国会での番号制度関連法案の成立を期することとしているが、地方公共団体におかれても番号制度導入に向けた準備作業を着実に進めていくようお願いしたい。

# マイナンバー制度と地方公共団体の役割

総務省 自治行政局 住民制度課長 **宮地 毅**  
みやぢ たけし

## マイナンバー制度の導入

### (1) 関連3法案の動向

マイナンバー関連3法案（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案）（マイナンバー法案）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、「地方公共団体情報システム機構法案」は、本年2月14日に閣議決定の上、第180回通常国会に提出された。第181回臨時国会において継続審議とされていたところであるが、11月16日の衆議院の解散により廃案となり、マイナンバー制度の帰趨は、総選挙後の動向に委ねられることとなった。

なお、このため、以下の記述は、提出していた法案の内容を前提としたものであり、今後の状況に応じ、変更がありうることに留意いただきたい。

成し、市町村長に通知することとしている。住民基本台帳法の一部改正により、マイナンバーを住民票記載事項とするとともに、本人確認情報として位置付け、住基法に基づき、住基ネットを通じて通知・提供することとしている。

この付番に大きな役割を果たすのが、都道府県・市区町村の連携のもと、平成14年8月の第一次稼働以来、10年超にわたり安定稼働を続けてきた住基ネットであり、我が国において、唯一、全国民に重複なく付番されている住民票コードである。さらに、来年の7月には外国人住民を対象とすることで、住基ネットの包括性がより高まることとなる。

### (2) 情報連携

マイナンバー制度は、住基ネットに係る最高裁合憲判決（最判平成20年3月6日）の趣旨も踏まえ設計されている。情報連携のための情報提供ネットワークシステムの構築に当たっても、個人情報の一管理とならないよう、また、セキュリティや個人情報保護の観点から、マイナンバー自体ではなく、住民票コードから振り出す「符号」による情報連携を想定している。

マイナンバー法案においては、特定個人情報（マイナンバー）をその内容を含む個人情報（提供は原則禁止されているが、情報照会者が特定個人情報の提供を求めた場合は、情報提供者は情報提供ネットワークシステムを使

### (2) 制度導入の目的

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤である。国民に一定の負担を求める社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、その給付や負担の基準となる所得等の情報を的確に把握した制度運営を実現するとともに、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤を、高度化した情報通信技術を活用して構築するものである。社会保障・税・防災の分野においてマイナンバーを導入することにより、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時の活用等の効果が期待される。

### (3) 総務省の役割

総務省は、住民基本台帳ネットワークシステムや住民基本台帳カード、公的個人認証を所管する立場から、マイナンバー法案に規定する付番等の仕組みや個人番号カードを、ま

用した提供が可能となっている。地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムのインテグレーションを通じて情報連携を行うこととなるため、各団体の既存システムとインターフェースシステムを接続する必要があるが、その際には、情報の受渡しの仲介役として、中間サーバを設置する方向で考えている。中間サーバについては、国においてソフトウェアの一括開発を検討している。

### (3) 本人確認

マイナンバー制度が有効に機能するためには、本人確認の仕組みが不可欠であり、住民基本台帳カードから移行する個人番号カード及びカードへの標準搭載を予定する公的個人認証サービスの電子証明書が重要な役割を担う。マイナンバー法案においては、本人確認及び個人番号確認のため、市町村長が個人番号カードを交付することとされている。個人番号カードには、署名用電子証明書に加え、公的個人認証法の一部改正によりマイ・ポータル等へのログインのため創設する利用者証明用電子証明書を格納し、署名検証者を民間事業者に拡大するなど、カードの利用拡大を図ることとしている。

個人番号カードの交付事務は法定受託事務となる。カードの券面には、マイナンバーや顔写真を記載することとされ、また、様式は全国一律とすることを予定しており、現行の住民基本台帳カードとは異なるものとなって

た、国・地方の電子行政・情報通信を担う立場から、情報提供ネットワークシステムの運営等を担うこととされており、内閣官房と連携し制度導入に向け取組を進めている。また、重複付番を防止し、付番事務の安定的かつ確実な実施のため、マイナンバー生成等の主体として、地方のガバナンスの強化された地方共同法人である地方公共団体情報システム機構が設立される。

## 地方公共団体の役割

マイナンバー制度は、付番、情報連携、本人確認の3つの仕組みから成り立っている。

### (1) 付番

市町村長は、住民のマイナンバーを指定し、住民に対し書面で通知することとしている。その際、市町村長は、予めマイナンバーの重複がないよう、機構に対しマイナンバーの生成を求めるものとし、機構は、住民票コードを交換して得られるマイナンバーを生

いる。また、市町村の窓口には交付時に1回のみ来庁していただく方式の採用、事務負担やコスト削減のため全市町村によるカード発行等の機構への委託等を検討しており、地方公共団体の実務担当者のご意見をお聞きしながら、有効期間の設定、任意代理人への交付の取扱い等も含め、制度の詳細を決定してまいりたい。

## 地方公共団体におけるマイナンバー制度の活用

法案が廃案となったため、平成26年10月からマイナンバーの付番・通知、平成27年1月からマイナンバーの利用や個人番号カードの交付、平成28年1月から国の情報連携、同7月には地方も含めた情報連携の開始という当初のスケジュールは見直さざるを得ない状況となっている。今後、法案が改めて提出され成立した場合には、地方公共団体において、見直されたスケジュールに沿って、制度施行に間に合うようシステム改修等を実施していただくことが当面の課題となる。

### (1) ガイドライン（中間とりまとめ）

昨春秋に総務省に設置した「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」（座長・須藤修東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長）において、本年9月に「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間とりまとめ）」が取りまとめられた。本ガ

# マイナンバー制度の円滑導入のための 地方自治体支援等に関する提言

マイナンバー制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

## 1. マイナンバー法案等の早期成立

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、マイナンバー法案等について、速やかに審議を行い早期に成立させること。

## 2. 新しい公共インフラとしてのマイナンバー制度の活用実現

マイナンバー制度は、その有効活用により新たな時代の行政創造を可能にするものであり、将来的により広汎な活用が期待されるものである。そのことを十分に踏まえて、政府が考える「小さく生んで大きく育てる」との視点に立てば、将来可能になるであろう国民への新たな行政サービス創造のビジョンと工程表を示すこと。

そのためにも、番号制度における世界の先進事例・最先端の取組みなどを広く国民に紹介するとともに、国民の利便性を向上する新たな行政創造への改革を強く推進すること。

## 3. 制度導入及び運用に係る国の費用負担の明確化等

より公平な社会保障制度の基盤確立のためのマイナンバー制度導入に当たっては、システムやネットワークの改修等について、地方に新たな費用負担が生じないよう、全額を国において確保するとともに、早期にその仕様を公表すること。

また、制度の導入・運用に関する各種ガイドラインの策定及び策定のための事前検証作業等、地方自治体における円滑な制度導入および運用を支援する費用については、国において負担すること。

なお、自治体側で負担する費用が発生する場合は、その内容や理由等を明確にしたうえで、事前に自治体側の了承を得ること。

## 4. 番号および番号カードの通知・交付に関するガイドライン策定

番号カード交付については、その事務手続に細心の注意が必要とされるため、番号の通知方法、番号カード交付の事務手続や作業内容等、国との役割分担等を含めガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

## 5. 第一段階における制度の導入・運用に関するガイドライン策定

制度導入に伴って影響を受ける事務については、法案成立後速やかに自治体現場における事前検証作業を行うこと。その作業で確認された不十分あるいは不明な部分については、対策を明らかにして政省令へ反映させるとともに、導入・運用に関するガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

## 6. 第二段階における制度の導入・運用に関するガイドライン策定

第二段階としての情報提供ネットワークシステムの運用に際して、地方自治体がなすべき準備作業および運用開始後の影響を受ける事務について、自治体現場における事前検証作業を行うこと。そしてその作業で確認された不十分あるいは不明な部分については、その対策を明らかにし、政省令の内容へ反映させ

るとともに、第二段階における導入・運用に関するガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

## 7. 住民向けの説明資料等の共有と緊急時の対応ガイドラインの策定

制度の導入・運用を円滑なものとするためには、地域住民の理解と協力が欠かせない。特に、番号の不正利用や詐欺、個人番号カードの紛失等の対応については、緊急ヘルプデスクの統合や関係機関への通知など、地方自治体だけでなく国の機関や民間企業等との連携が必要であるため、統一的なガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

## 8. マイナンバー法に対応した条例改正ガイドラインの策定

マイナンバー法と地方自治体における条例との整合性を図るため、地方自治体の個人情報保護条例の改正等、地方自治体において条例改正作業が必要となる。この導入は法定受託事務として行われるのであるから、国は条例改正ガイドラインを策定し地方自治体に示すこと。

なお、上記4から8に示す各種ガイドラインについては、制度の導入・運用後においても、自治体からの意見等を踏まえて国が定期的に内容を更新し、実務に即した最新版を提供すること。

## 9. 制度に関する適切な啓発・教育の充実推進

制度に伴う行政サービスの享受は、住民（国民）の誕生の時から始まり、住民の成長とともに活用されていくことになるため、様々な教育課程等をはじめとした啓発・教育の機会をとりえた適切な教育が重要である。

政府においては、制度を主管する政府部署を軸としつつ、文部科学省など教育関連分野とも連携して的確で十分な対応を推進し、信頼性のある制度として進展、確立できるように対処すること。

## 10. 地方自治体との協議と国民への周知

制度の構築に当たっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、地方自治体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うこと。

また、導入した場合、混乱が生じることのないよう、国民への周知を徹底するとともに、地方自治体への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

## 11. マイナンバー制度と医療分野の情報連携

保険者業務において医療費の過誤調整が大きな負担となっていることに加え、高額療養費の現物支給化に当たり、きめ細やかな限度額判定への対応が求められていることから、マイナンバー制度と医療分野の情報連携を行い、医療機関における高額療養費の判定情報等もフィードバックされる仕組みを確立すること。

# 特集 | マイナンバー導入が及ぼす効果と課題

イドラインでは、地方公共団体のマイナンバー制度の活用方策とシステム構築の方向性について現段階で可能な範囲で示されている。

## (2) マイナンバーの活用方策

マイナンバーの利用により、再転入者等の継続的な状況把握や効率的な名寄せの実施等、正確で確実な情報管理が可能になる。また、他団体等との情報連携により、添付書類の削減や手続きのワンストップ化等のサービスの向上、個人番号カードを活用した確実な本人確認に加え、プッシュ型のお知らせのような新たなサービスも提供できるようになる。さらに、条例制定によりマイナンバーの独自業務への活用も可能であり、各団体の創意工夫でマイナンバーの活用可能性を広げることができる。

## (3) システム改修

制度導入に向け、地方公共団体においては、既存住基や税務システム等の改修がまず必要となる。その後、情報提供ネットワークシステムを通じて行う他の機関等との情報連携のため、上述の中間サーバを設置することが想定される。中間サーバを効率的かつ確実に導入していくため、各地方公共団体の実情に応じて行うことを基本としつつ、全団体で共通の部分は共同で行うことが効率的であると考えている。

## (4) 個人情報保護対策

マイナンバー制度の施行に伴い、個人情報

保護への対応が求められる。上述の研究会に

おいては、今後、地方公共団体における個人情報保護対策について議論を深め、ガイドラインの最終報告に盛り込むことを考えており、また、内閣官房に設置された情報保護評価ワーキンググループにおいては、地方公共団体向けの特定期間個人情報保護評価指針案を今後取りまとめる予定である。マイナンバーの利用に際し個人情報の保護に万全を期することは言うまでもないが、一方で、これがゆえにマイナンバーの活用をいたずらに躊躇することにもならないよう、個人情報の保護とマイナンバーの活用とのバランスのとれた対応が望ましい。

## (5) 推進体制の構築

マイナンバー制度の導入と活用については、地方公共団体の多くの部署にまたがる全庁的な取組が必要となる。限られた期間内で制度導入に向けた諸準備を進め、また、マイナンバーの効果的な活用を推進するために、司令塔の役割をもつ本部の設置や庁内横断的なプロジェクトチームの発足など組織内の推進体制の構築が有効と言える。

### 国・地方を通じた 新たな社会基盤の構築に向けて

#### (1) 行政の変革の契機

マイナンバー制度の導入は、地方公共団体の仕事の進め方やマネジメント、住民サービ

スのあり方を根本から見直す契機となる。多

大なコストや労力をかけて毎年繰り返している紙ベースの書類作業が電子化され、行政事務の効率化や業務プロセスの改善に結びつくとともに、住民の行政手続等に要する時間的拘束や経済的負担を小さくできる。また、マイナンバーを活用して住民の視点で業務に横串を通し庁内連携を強化することは、職員の効果的な配置や窓口の総合化等につながるものであり、住民一人一人に向けたサービスの質の向上がもたらされる。このように、マイナンバー制度により、限りある人的資源や財源を本来振り向けられるべき住民サービスに重点的に投入できる環境をつくり上げ、住民に身近で総合的な行政主体である地方公共団体において、より質の高い住民サービスの提供と行政事務の効率化の両立が実現できる。

#### (2) 国と地方の連携

全国の地方公共団体の尽力により築き上げてきた住基ネットをベースに構築されるマイナンバー制度は、行政分野のみならず、経済的、社会的な観点からも今後の我が国の発展の基盤となるものである。今後の関連法案の成立が大前提となるが、制度の円滑な導入とその効果的な活用に向けては、国と地方公共団体との密接な連携・協力が不可欠であり、地方公共団体の皆様方とともにシステム構築や個人情報保護などの課題も克服しながら、制度実現に取り組んでまいりたい。



# 第3回日仏自治体交流会議を開催して

かなざわ  
金沢市長  
やまのゆきよし  
山野之義

## 日仏自治体交流会議とは

日仏自治体交流会議は、2008年、日仏修好通商条約締結150周年を迎えたことを記念し、当時の山出市長とフランスの姉妹都市ナンシー市のロシノ市長が会議の推進委員長を担い、ナンシー市で開催したことを始まりとしています。会議では、さまざまな分野において、交流を行う日仏自治体が一堂に会し、メインテーマのもとに自治体が抱える共通の課題について議論を交わし、「知と経験」の共有を図っています。第1回会議では、日本側12自治体、フランス側17自治体のご参加、2010年に金沢市で開催された第2回会議では、日本側26自治体、フランス側18自治体のご参加を得ました。

## 第3回日仏自治体交流会議の開催まで

今回の第3回会議は、第2回会議で採択さ

意識の違いから、調整が思うように運ばないなど、異なる習慣の中で一つの会議を作り上げることの難しさを感じました。しかしながら、その一方で、違う視点から見えた多くの発見もあり、貴重な得難い経験をすることができたと思っています。

## 第3回日仏自治体交流会議の開催

第3回会議は、「グローバル化への対応に向けて自治体は如何に備えるべきか」というテーマで8月28日〜30日まで開催されました。

開会式の後、全体会議では、メインテーマに沿って両国の自治体



分科会で発表する筆者

が独自の取り組みについて発表を行い、その後、「経済の革新」「文化の革新」「持続可能な発展・生活環境における革新」の3つの分科会に分かれ、参加した自治体が各々の取り組み事例の発表や今後の日仏交流における提案などを行い、活発な議論が繰り広げられました。そして、翌日には、各分科会の議論が報告され、最

れた共同コミュニケーションにおいて、2012年にシャルトル市で開催されることが決まりました。2011年6月、日本側では、第1回、2回、3回会議への参加自治体、総務省、外務省、(財)自治体国際化協会、全国市長会、全国町村会、在日フランス大使館で、推進委員会を立ち上げました。過去の会議の経験を踏まえ、引き続き私、金沢市長が推進委員長を担うこととなり、会議開催地シャルトル市の姉妹都市桜井市長と会議の関連プログラムが行われたコンピエーニュ市の姉妹都市白河市長が委員長代理を担うこととなりました。その後、フランスの都市と交流のある日本側の自治体に会議への参加を呼び掛け、第3回会議には、仙台市、松島町、白河市、富岡市、新潟市、甲府市、甲州市、佐久市、岐阜県、兵庫県、朝来市、桜井市、高松市、佐賀市、金沢市の15自治体のご参加を得ることができました。フランス側からは27自治体の参加があり、計42の日仏自治体によって会議が開催されました。

過去の会議同様に、準備を進める上において、最終宣言がまとめられました。最終宣言では、日仏自治体交流会議で築かれたネットワークを生かした幅広い分野での研修交流や、自治体の情報の共有に向けた協力を行っていくことなどが確認され、日仏交流の新たな方向性を示すとともに、第4回会議が2014年に高松市において開催されることが決まりました。

また、今回の第3回会議では、初の試みとして、模範的な交流を実践している日仏自治体を表彰する「日仏交流優良賞」が設けられ、姉妹都市関係にある仙台市とレンヌ市へ贈られました。震災後のレンヌ市による仙台市への支援、苦難の中においても前向きに継続された両市の交流関係が評価されたものでした。また、今回初めて市民対話集会も行われ、シャルトル市民と自治体首長などの意見交換の場も持たれました。

## 会議で築かれた日仏自治体ネットワークを生かして

日仏自治体交流会議では、毎回多くの日仏自治体からご参加をいただいております。自治体同士のつながりは着実に広がっております。会議をとおして築かれた関係は、とりわけ東日本大震災の後、目に見える形となって現れました。震災後、会議に参加したフランスの自治体が一丸となり、率先して日本へさまざまな支援を実施してくださっており、この自治体の動きとともに、現地では、住民の支援活



第3回日仏自治体交流会議の参加者とともに

では、文化の違いから生ずる困難がありました。会議開催直前がフランスのバカンス時期と重なり、作業が思うように進まなかったり、事前の万全な準備をより重視する日本側と、現場での流れをより重視するフランス側との

動も起こりました。金沢市の姉妹都市ナンシー市では、市議会が支援金の送付を議決し、また市民団体や学校、一般市民の方々はチャリティー活動などを行い、支援金を集め、金沢市をとおし、被災地仙台市へと送っています。このように一対一の姉妹都市の枠を超えて、この会議をとおして築かれた自治体のネットワークは、今後の新たな日仏交流のための大きな財産であると思っています。今回の会議では、私は、このネットワークを生かした情報の共有と人材交流が図られる仕組みを提案しました。今後、皆さまのご協力のもと、この提案が実現できるならば、多様な日仏自治体交流が展開され、それぞれの自治体の発展へと寄与していくことができると考えています。

最後にこの場をお借りしまして、第3回会議の開催にあたり、多大なるご支援をいただいた総務省、外務省、(財)自治体国際化協会、全国市長会、全国町村会、在日フランス大使館など関係機関の皆さま、また、ご多忙の中にもかかわらず、ご出席いただきました多くの自治体首長などの皆さまに深く感謝申し上げます。

また、次回、高松市で第4回会議が、開催されます。この会議が、自治体にとってさらに意義あるものとなるよう、また日仏自治体ネットワークによる交流がますます広がっていくようお願いいたします。引き続きの皆さまのご協力とご支援、ご指導を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

# 暮らし続けたいまちに向けて 斬新・積極的な施策を展開

## 着々と進む交通インフラの高度化

JR高崎線ないし湘南新宿ラインで東京方面から北本市を目指す、乗り換えも含め50数分で玄関口・北本駅に着く。同じく高崎線で20分足らずのさいたま市の中心部へはもちろん、東京都心への通勤・通学にも至近の距離といえる。北本市内にはまた高崎線と並行する形で国道17号線(中山道)が市域を縦断しており、東京へ新潟を結ぶ大動脈・関越道ともリンクしている。昭和30年代に1万人台だった北本市の人口が、現在の約7万人となった背景には、こうしたさいたま市の中心部や東京都心とのアクセスの良さが大きく影響しているのは間違いない。

都圏中央連絡自動車道(の建設工事が、平成26年度以降の開通(埼玉県内)を目指して、急ピッチで進められているのだ。その様子は市内各所で見られるが、圧巻なのは高崎線の二ツ家踏切(北本駅へ桶川駅の北本寄り中間点)付近の様子だ。二ツ家踏切は県道・東松山桶川線が通っている。東松山側から進んできて二ツ家踏切を渡れば、旧中山道や国道17号線とも十字に交わっていく幹線道路の1つだが、二ツ家踏切のすぐ横で今、圏央道・桶川北本IC(桶川IC(仮称)間を結ぶ地下構造の交差部の工事が佳境に入っている様子を、電車の中からも踏切からも目の当たりにできるのだ。(次頁下、写真参照)

圏央道は平成22年の桶川北本ICの供用開始だけでも関越道、中央道とのリンクがかなり便利になった。平成26年度以降に埼玉県内の全面開通がなされればさらに格段に便利になる。全路線が開通すれば沿線の交通インフラは、大げさでなく革命的なまでの飛躍

響が確実に出てきます」  
石津賢治・北本市長は開口一番、温顔をほころばせながらそう語った。実際、近い将来の交通インフラの格段の向上が見込まれる北本市の積極姿勢は、例えば企業誘致などにおいて、既に大きな効果を発揮し始めている。

## 便利な上に環境にも優れた 北本市の魅力

その象徴が今年4月から操業開始された関

東グリコ株式会社北本ファクトリー(通称…北本ファクトリー)の存在である。面積11万2000㎡強の広大な敷地に建設面積8800㎡強(延床面積約3万1000㎡、従業員数約200名)の巨大工場が、シルバードに輝きながら堂々と建つ様子は、まさに未来的なイメージに満ちている。北本ファクトリーはグリコ製品製造における東日本の拠点工場の位置付けがなされ、近い将来の第2工場の建設も予定されるなど、規模の拡大が見込まれている。

信念の下に、私自身が先頭に立って約5年、いや6年近くにも及ぶ粘り強い誘致活動を行ってきました(笑)、石津市長は再び温顔をほころばせる。

製造拠点の集約化を図るグリコのビジョンを機敏にとらえ、熱心な誘致活動を繰り返してきた北本市の状況判断の良さももちろんある。さらに、前述した圏央道をはじめとする北本市の交通インフラ面における今後の発展への見込みが、物流面からも大きく評価されていることも想像に難くない。だが現代の企業誘致は、一流企業であればあるほど、交通インフラの有利さというような物理的側面や、さらには行政からの助成の手厚さなどだけでは中々決定に至らない。特に食品関係の一流企業は、進出地域周辺の環境面に対しても非常に気を遣う。端的にはトレーサビリティの観点からも、いろいろな意味でクリーンなイメージを描きやすい土地であるか否かを重点的、徹底的にリサーチする。



首都圏の骨格道路と期待される圏央道の桶川北本IC付近



見学者も多く訪れる「グリコ北本ファクトリー」



市内の圏央道工事も着々と進行中(JR高崎線・二ツ家踏切横)

自然が豊かか  
否か。水や空気が優れているか  
否か。安全・安心面からの多角的評価をクリアできるか否か。

いしづけんじ  
石津賢治  
北本市長



「圏央道は横浜市・厚木市・八王子市・川越市・つくば市・成田市・木更津市など、東京都心部から半径約40〜60km圏内の主要都市を網羅し、1本の環状道路で結ぶ画期的な路線で、総延長は約300kmにも及びます。例えば国道17号線は東京を起点に放射状に延びた交通幹線の1つですが、圏央道が全通すれば、同様に東京から各地へ放射状に延びる多数の幹線道路が半円形にすべて結ばれていきます。近い将来における首都圏のまさに骨格道路となる路線ですから、沿線の都市にとっては、大きな影



北本トマトカレーが優勝した第9回埼玉B級ご当地グルメ王決定戦(上)北本トマトをふんだんに使った北本トマトカレー(下)

色褪せる可能性のあるものだから」との認識があるからだという。確かに例えば安心・安全の確立に「ここまでいい」という限度はない。広義の環境整備にも終わりはない。満足した途端に、



子育て応援都市・北本市の拠点施設「東保育所」には子育て支援センターも併設

いか否かを意識しています。それはそういうまちを目指す、ということではありません。北本市は既にそういうまちであり、その現実さらに磨きを掛けていきたいというつもりで、そのキャッチフレーズを使うのです」

より安全で暮らしやすいまちの実現へ

そのような結果が出ているにもかかわらず、石津市長は「市民にもっとよく地元の良さを知ってほしい」と願い、「その良さを外に発信し、外部からの訪問者に北本市の良さを知ってもらい、ここで暮らしてみたいと思われるようにしていきたい」と強調する。それは「自分自身が本当に北本市を愛していることもありますが、今ある良さは意識して磨きを掛け続けなければいつか形骸化したり、

退化が始まる。それはまちづくりのすべての要素にいえる。市民協働を基本に、それらの諸々が確固たる仕組みとなり、新しい息吹を加えながら次の世代へとエンドレスに承継されていくのでなければ意味がない。その仕組みづくりの一環として、北本市では今年1月、WHOが推進する「セーフコミュニティ」認定取得宣言(国内の自治体では10番目、埼玉県では初)を行った。

既に認証取得に成功しているのは全国で3市1町。認証取得を目指して活動しているのは北本市を含めた7市区である。これまでに日本も含め、世界では277の地域が認証を取得している。



日本5大桜・石戸蒲ザクラは「観光客100万人」を目指す北本市の春のランドマーク

また大正時代から多品種が生産されてきた北本トマトは北本市の顔ともいえる。最近ではご当地グルメの1つとして、北本トマトカレー(平成23年度・第9回埼玉B級ご当地グルメ王決定戦優勝)が大好評で、トマトカレーを出す飲食店は、特に週末など大いににぎわうという。トマト関連ではトマト大福、トマト

「ところが意外と北本市民の皆さんが、そのことに気付いていない」と石津市長は苦笑する。「私は北本市の行う事業展開のすべての基本理念として、『ずっと暮らし続けたいまち、きたもと』というキャッチフレーズにふさわし

北本市がそのような観点から高い評価を得たことは、北本ファクトリーが東日本における同社の主力工場であるだけでなく、見学施設(グリコピア・イースト)が併設されたことでも分かる(今年10月から公開中)。

「グリコの見学施設は、西日本の拠点工場である神戸工場にグリコピア神戸が併設されていますが、北本市の施設はその東日本版ということになります」(石津市長)

北本市に併設された見学施設はたちまち数カ月前まで予約でいっぱいになり、そのほとんどは小学校や幼稚園、家族など、同社が主要客層とするファミリーなカテゴリーのグ

ループ・団体が多い。工場を訪れば当然、そうした人々の目は、周辺の自然環境や町並みの整備状況などにも向けられる。行き帰りに周辺の野山に遊んだり、市街地で食事したりする例も多いことだろう。



北本トマトの宣伝大使「ゆるキャラ・とまちゃん」



大正時代から生産される伝統の北本トマト

今年4月からは吉本興業との連携で、市内小学校で若手芸人が漫才ワークショップ授業を行ったり、中学校で必修科目となった「ダンスプログラム」へのプロダンサーの派遣、各種地域イベントへの応援、ダンス市民講座の開催などを行う「きたもと×よしもと」プロジェクトを開始した。

7月から9月にかけて、北本市は高齢者安否確認システム「見守りテレビ」の実証実験を実施して貴重なデータを収集した。

さらに今年度から市民が「市が行う事業の優先順位」をインターネット投票で決める《き



「きたもと×よしもとプロジェクト」の様相(市内小学校)

たもと市民会議》事業の実施を開始している(投票は10月の一カ月間)。

以上、いずれもマスコミなどで最近話題になった北本市のさまざまな取り組みをランダムに挙げてみた。これらのユニークで独自性の感じられる事業は一見、脈絡もなく見える。だが本稿でこれまでご紹介してきた「市民がずっと暮らし続けたいまち」のブラッシュアップ作戦の一環としてみれば、すべてが当てはまってくる。

コウノトリが暮らせるようなまちは人間にとっても環境のいいまちであるはずだし、笑いやユーモアの絶えない日常は現代人の理想とする暮らしだろう。高齢者が安心なまちは子どもにも安心だし、働き盛りにも安心だ。自分たちの意思で地域のまちづくり事業の優先順位を選ぶ手法は、ある意味で直接民主主義の極みともいえる。

それぞれがこれから精度を高めていく必要のある実験的な事業であったとしても、「時にはリスクも承知で、とにかく始めなければ何事も新たな展開はない」「例えば《きたもと市民会議》の狙いの1つもそこにある」と石津市長は語る。

実際、ネット社会がさらに高まるのが確実な近



コウノトリの生息にも最適な県立北本自然観察公園

(取材・文 遠藤 隆)

未来には、「ネット上で盛り上がった勢い」だけで選挙結果が左右されたり、政策が決定される時代が来ないとも限らない。それを制御するのは有権者の自己抑制能力に基づく良識や、客観的に物事を眺め直せる批評精神だったりするわけだが、それを培うには、市民にも行政にも「こうすれば、ああなる」という経験の積み重ねが重要になる。

北本市が打ち出す斬新・積極的な施策の数々には実際、北本市流「市民がずっと暮らし続けたいまち」をブラッシュアップし続ける現実的なツールであるとともに、常に新たな方策を獲得するための果敢な実験的要素も含まれる。「まちづくりは常にナンバーワンを目指すべき。そのためのチャレンジは行政担当者としての責務」(石津市長)とする北本市政に引き続き注目したい。



秋恒例の北本まつりは、ねぶたや山車が練り歩く「宵まつり」と特産品展示即売「産業まつり」の2本立て(11月第1土・日)

セーフコミュニティとは、事故やけがなどは偶然に起こるものでなく、予防することができるといふ理念の下、事故や犯罪などのデータを検証し地域にひそむ危険性を事前に明らかにすることで、地域住民や行政、各種団体などが一体になって安心・安全なまちづくりに向けた努力を不断に実施し続け、それらの成果を「予防」に結び付ける取り組みをいう。細かな方法論は各地域独自の取り組みに任されるが、WHOが示す認証の指標は以下の通りだ(北本市プレスリリースより)。

1. 分野を越えた協働を推進する組織を設置していること

2. 全ての性別・年齢・環境・状況を対象として、長期にわたる継続的な予防活動を実施していること
  3. ケガを起しややすい年齢層や地域など環境に焦点を当てたハイリスクグループを対象とした予防活動を実施していること
  4. あらゆる入手可能な「根拠」に基づいた予防活動を実施していること
  5. 傷害の頻度と原因を継続的に記録する仕組みを持っていること
  6. 予防活動の効果・影響を測定・評価するための仕組みを持っていること
  7. 国内・国際的な「セーフコミュニティ」のネットワークに継続的に市として参加すること
- これらの基準を満たすには、地域が一体になった取り組みを常に継続し続ける必要がある。取り組み地域はまちづくりの基本体制である市民協働の本質が問われ続ける。大変な努力が必要になる代わり、地域の安全性、地域コミュニティの強化、地域のイメージアップ、医療費など社会保障費の削減効果などが得られることは確実だ。
- ひいては北本市が目指すまちづくりの基本理念「市民がずっと暮らし続けたいまちの維持・向上」にも大きく寄与することだろう。
- 「認証には早くして2年は必要とされていますが、7月に推進協議会を、10月には交通安全対策・災害時の安全対策・犯罪防止対策・高齢者対策・自殺防止対策・子どもの安全対策」



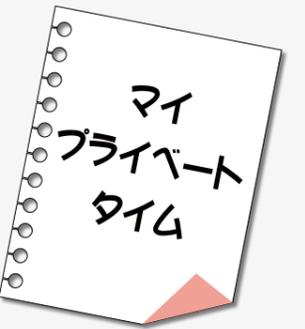
冬の風物詩「ホワイトイルミネーション」(JR北本駅東・西口)。今年度は12月2日~13年1月12日まで

### 斬新・積極的な施策の真意

北本市では平成21年度から隣接の鴻巣市・桶川市など荒川沿岸の3市2町の連携で「コウノトリの野生復帰」活動(国土交通省・南関東エコロジカルネットワークの広域連携モデル)を実施。餌場の確保やケージ飼い、さらに放鳥準備のための各種調査活動や計画の策定に向けた地道な努力などを市民協働で展開している。

# 夢はボランティア・コーチ

いなべ市長(三重県) **日沖靖**  
Yasushi Hioki



## 「グラウンドには ダイヤモンドが落ちていく」

学生時代、私はアメリカンフットボールで日本一になることを目標に取り組みました。卒業後、住友商事に就職しましたが、勤務地が大阪だったため、母校である京都大学のコーチとして、練習台に通いました。

5年後、京都府の国際交流事業で、アメリカ屈指の強豪オクラホマ大学で1年間、2年目はミネソタ州立大学でアメリカンフットボールのコーチを経験しました。その後、母校の専任コーチに戻りましたが、父が病に倒れ、郷里に帰り、家業である農機具販売業を継ぎました。その後、



アメリカンフットボールの試合(京都大学VS関西学院大学)

して5年後、地元の大安町長に就任し、3期8年半、いなべ市に合併し3期10年目を迎えます。この間も継続して、母校に通い、53歳になった今、月に1、

2回母校のグラウンドで防具を着け、練習台を続けています。

一般的に強いチームを作るには、良い選手が、良い練習をすることが必要です。しかし、スポーツ推薦制度も、専用グラウンドもない国立大学がスポーツの分野で日本一になることは奇跡に近いことです。

私も含め大学からフットボールを始めた選手がほとんどで、授業を優先するため練習時間も限られます。多くのハンディがある中、京都大学は過去6度の学生日本一、4度の日本一に輝いています。

アメリカンフットボールというスポーツは選手の交代が自由であり、ポジションによる分業化が可能です。体は小さいが俊敏な選手、足は遅いが体の大きい選手、ボールを投げるのが得意な選手、蹴るのが得意な選手など、さまざまな人材が必要です。そして、作戦タイムが与えられ、11名の選手全員が同時に作戦行動を開始します。従って、限られたポジションの技能の習得であれば、大学4年間で全国レベルになれるスポーツです。また、選手の個性にあった作戦を選択



今も防具を付けて大学の練習に参加



小学校の鉄棒で朝の大車輪。時には失敗することも。

ルを購入し、老化防止に努めています。

また、ランニングの途中、小学校に立ち寄り、校庭の鉄棒で大車輪をするのが日課です。先月、手が滑って鉄棒から落下、一回転し、偶然、足から着地でき、膝を打撲しただけで済みました。しかし、手が滑った瞬間は、大怪我を覚悟しました。妻に話すと「年甲斐もなく」と言われそうなので、

今も内緒にしています。市長を辞めたら何がしたいですか？

と聞かれることがあります。母校アメリカンフットボール部のボランティア・コーチ」と答えています。私のアイデンティティーは京都のグラウンドに在ります。そこから多くのことを学びました。この貴重な体験を次代の若者に引継いでいければと思います。

## 蕎麦の打てる首長へ

いなべ市は鈴鹿山脈と養老山地に挟まれた扇状地で、朝夕の気温差が大きく蕎麦の栽培に適しています。そこで、蕎麦でまち興しを進めています。蕎麦は



そば打ち段位認定会で初段に挑戦

挽きたて、打ちたて、湯がきたてが命です。蕎麦の産地は伝統的に蕎麦を自宅で打つ習慣があり、いなべ市も蕎麦を打てる人口を増やそうと蕎麦打ち教室を開いています。

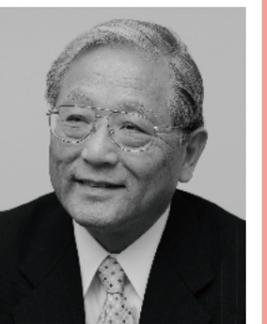
今年、全国麺類文化地域間交流推進協議会(全麺協)の素人そば打ち段位認定会をいなべ市で開催でき、私も初段に挑戦し、認定をいただきました。認定会が近づくと毎日、自宅で蕎麦打ちの練習をしましたが、練習をすると蕎麦の生麺ができてしまいます。家族はもちろん、親戚、知人など蕎麦を食べていただく先を探すのが大変でした。認定会が終わって一番安堵したのは妻かもしれません。来年は2段に挑戦。自分、わが家は蕎麦尽くしです。

第33回

## 不測事態の発生と首長リーダーシップ

明治大学名誉教授、明治大学危機管理研究センター研究代表  
(財)地方公務員安全衛生推進協会理事長

中邨 章



### 危機発生と首長の役割

危機に際して首長はどのような役割を果たすべきか。これまでの連載で既に指摘してきたように、この難題については2つの異なる見解がある。阪神淡路大震災が発生した際、当時の笹山幸俊・神戸市長はマスコミからの取材やインタビューの要請に一切、応じなかった。公開の場にほとんど姿を見せず、ひたすら問題の解決に専念した。結果として市長は、相当の期間、神戸市民の前に姿を見せることはなかった。

そのことを批判した市長がいた。建設省出身で当時の横浜市長、高秀秀信氏である。同氏は自著、『大震災 市長は何ができるか―自治体の危機管理』(Asahi News Shop, 1995)の中で、大災害に際して市長は、できる限り公開の場に顔を見せることが重要とくり返し指摘している。罹災した住民は、市長の積極的な姿に触れると、不安は和らぎ心理的な焦燥感は緩和されると高秀氏

3つ目は、積極姿勢(Proactive)である。危機管理では、各種の問題が発生することを想定し、事前準備に力点を置くことが勧められる。消極姿勢(Reactive)をとらないこと、これは言うに易しいが、なかなかできるものではない。ただ、首長には日ごろから、職員、議員、それに住民に向けて、危機を「意識」し、災害についての「認識」を深め、危機に関する「知識」を蓄積することの必要性を説くことはできる。自治体の場合には、それに「組織」の充実がつくが、それらは「危機管理の4識」と呼ばれる。首長に必要とされるのは、この4識を上げるために積極的に取り組む姿勢(Proactive)を保つことである。首長は、図上訓練や危機予知トレーニング(KYT)など、費用をかけたない施策を展開することが望まれる。

### ガマン力、処方箋、説得力

首長に求められる4つ目の「P」は、ガマン力(Perseverance)である。市長がマクロな視点から事故や災害を把握し、細部にわたる執行権限を現場に委ねると、当然、市長と現場の責任者との間にギャップが生まれる。市長が想定していなかった施策が現場で進む可能性も高まる。その結果、首長はイライラすることが多い。

今回の大震災においても、イライラが極限に達した首相は、自ら福島原発の視察や電力会社に向き、大声を上げて対策本部

は主張した。

この2人の市長がとった対応策には、それぞれ利点と欠点がある。危機に際して公選市長が果たすべき機能や役割について、今なお論議が続く。ただ、そうであっても、災害や事故に臨んで首長には、次に挙げる6つの「P」に関心を寄せる必要がある。

### マクロ思考、一貫性、積極姿勢

1つは、全体像(Perspective)である。首長が細かい問題にこだわっていると、事の本质を見失う。首長には地域の一部で発生した災害であっても、そのインパクトを自治体全体の文脈で検討するクセをつけることが望ましい。ミクロな見方しかできない首長は、往々にして災害現場の実情を過小や過大評価する傾向がある。その点、全体像から問題を検討する首長は、現場のことは現場に任せるという方針をとることが多い。

2つ目は、一貫性(Persistence)である。これは災害時には、ことに重要になる。最大の対応をなじったと伝えられる。これは、最高意思決定権者としてやってはならない禁じ手である。指揮者が登場したために、対策本部はかえって混乱し、対策の策定が遅れる。

首長には、沈着であることはもとより、部下を信頼し職員に対して問題解決に取り組む時間的余裕をあたえることが必要である。結果を冷静に待つ、このガマンが、結局は問題の解決を促進する結果につながる。首長のイライラを抑える方法の一つは、市長がつめる対策本部と現場の双方に記録係を置くことである。記録係は、刻々と進む災害の対応策を時系列化して記録に残す。それらを数日毎に突き合わせ、市長と現場が微調整を図る。その点からも、記録を残すことの意義は極めて大きい。

最後は、処方箋(Prescriptive)と説得力(Persuasion)である。推進してきた施策が変更しなければならぬ場面も出てくる。そうした非常事態に備え、市長には平常時から代替案を出す覚悟が必要である。それを出すタイミングが問題であるが、代替案は既に先行してきた対策を全面的に取り替えるものではない。従来の施策の欠点を精査し、それを補正する処方箋の性格を持つものである。処方箋は既定の方針を継続し、それを改善する内容を持つものでなければならぬ。これまでの方策を破棄し、新し

な災害や事件に遭遇した首長は、さまざまな課題に対応しなければならぬ。首長が対応策について一定の方針を決めると、そこからブレてはならない。相当な事由がない限り、リーダーは決定した方針に従い、忠実に施策を展開することが必要になる。そうでなければ、職員は混乱し、首長は信頼性を失う。

こうした過ちを回避するため、首長は補佐機能を充実しておく必要がある。補佐機能を担うのは、副市長や総務部長、それに危機管理監などである。彼らの仕事はいくつかある。選択肢を精査し、その中から最良と思われる施策を選ぶことである。首長には、補佐役を選んだ最終案に関して、イエスかノーの決断を下すことが求められる。首長は危機管理についてはアマチュアである。公選職の首長に対応策のイロハから検討を委ねる方法には無理がある。首長は取捨選択に時間を食われ、誤った政策決断を下す可能性も高い。

い方針で最初からやり直すという方針は、危機状況では避けるべきである。

これまで5つの「P」を説明してきた。それらに共通するもう一つ、6つ目の「P」がある。実際には、この最後の「P」が首長には欠かせない重要な資質になるのかも知らない。それは説得力(Persuasion)である。首長に欠かせないのは、職員や議員、それに住民を納得させる説得力である。ことに危機状況では、各方面から要望や不満が出る。それらに的確に対応しないと、首長への不信感は募り、職員はリーダーについてこない。

首長は理詰めの説明をすること、論理に一貫性ある解説を心掛けること、相手の身に立った案を提示すること、それに相手の意見に耳を貸す「傾聴力」を体得することである。それらが、説得力を向上させる決め手になる。

### 筆者プロフィール

#### 中邨 章 (なかむらあきら)

1940年大阪生まれ。1963年関西学院大学法学部卒業。1966年カリフォルニア大学バークレー校政治学部卒業(B.A.)。1973年南カリフォルニア大学大学院政治学部博士課程卒業。政治学博士(Ph.D.)。カリフォルニア州立大学講師、ブルッキングス研究所研究員、カナダ・ビクトリア大学講師などを経て、明治大学名誉教授。現在、国際行政学会副会長、日本自治体危機管理学会会長、自治大学校特任教授。危機管理関連の著書に『危機発生後の72時間』『行政の危機管理システム』などがある。

## を語る 1

### おばなざわ 尾花沢市(山形県)

尾花沢市長  
加藤國洋 かとうくにひろ

# 雪とスイカと花笠のまち 尾花沢

### はじめに

尾花沢市は、山形県の北東部に位置し、東部には奥羽山脈、南部には柴倉山と甌岳を結ぶ山岳地帯、北西部には出羽丘陵の山並みが連なり、市の西部には、日本三大急流に数えられる最上川が蛇行して流れています。



佐々木則夫監督ロンドンオリンピック市民報告会

気候は、年間の寒暖の差が大きく、四季の移り変わりが明瞭で、飛騨の高山、越後の高田と並ぶ「日本三雪の地」に数えられる豪雪地帯です。

市の西部を国道13号が南北に縦断しており、国道347号が市の中心部を東西に横断し、山形県と宮城県を結んでいます。国道347号については、冬期間一部閉鎖となっており、東日本大震災の教訓から横軸の重要性が認識され、宮城県復興計画に位置付けられるなど、5年後の通常通行を目指す、事業が進められています。

大正から昭和初期に建築された木造三層四層の旅館が軒を並べる銀山温泉は、山形を代表する名湯として知られています。温泉街のロケーションもまた格別で、ガス灯がともる夕暮れ時の風景は見る

者を魅了します。情緒豊かな風景を後世に伝えるため、「銀山温泉家並保存条例」を制定し、景観の保存に努めております。

また、本年8月には、本市出身の佐々木則夫監督率いるなでしこジャパンが、ロンドンオリンピック女子サッカーにおいて史上初の銀メダルを獲得するという大変喜ばしいニュースがありました。8月27日にロンドンオリンピック市民報告会を開催し、佐々木監督に「尾花沢市特別功労賞」を授与するとともに、市内外の多くの方々とお祝いしました。

### 花笠踊り発祥の地 尾花沢

現在、市民憩いの場となっている徳良湖は、花笠踊り発祥の地です。大正8年から始まった徳良湖築堤工事の際に唄われていた土

唄が「花笠音頭」の発祥とされています。また、土搗き唄に合わせて笠を廻して即興で踊ったものが「花笠おどり」の原型とされています。現在、市内には寺内、安久戸、原田、名木沢、上町の5流派が存在しています。

毎年8月27、28日に行われる「おばなざわ花笠まつり」は本市の一大イベントで、この祭りのフィナーレを飾る花笠踊り大パレードでは、3000名の踊り手による勇壮華麗な「笠廻し踊り」が披露されます。

### 元気おばなざわ創造プラン

本市では、平成23年3月に平成32年度を目標年次とする新しいまちづくりの指針「元気おばなざわ創造プラン」(第6次尾花沢市総合振興計画)を策定いたしました。「夢がやき 絆でむすぶ 元気創造のまち 尾花沢」を市の将来像として掲げ、将来像の実現のために「農・商・工・観の連携による活力ある産業づくり」にぎわいとやすらぎ

のある定住のまちづくり」など7つの基本目標を定め、各種施策を展開しております。

### 6次産業化の推進

本市の基幹産業は、農業ですが、就農者の高齢化や新規就農者の減少など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。しかし、本市には、夏の生産量日本一の尾花沢スイカや東北有数の飼育頭数を誇る尾花沢牛など全国に誇れる農畜産物が多数あり、生産だけでなく、6次産業化を推進することで足腰の強い農業を目指しています。

平成23年9月には、地域づくりに積極的に取り組む地区のお母さんたちが、農林産物加工場を開設し、地元の食材を活用した加工品の製造販売に取り組んでいます。また、本年7月には、市・地元農協・民間企業の共同開発により、「尾花沢スイカ」を活用した高果汁飲料「尾花沢スイカサイダー」と「尾花沢スイカゼリー」が発売され、8月には日本橋三越本店にて商品を取り扱っていただくなど販路も順調に増えつつあります。

今後も6次産業化を1つの手段として農業振興や地元雇用への活



高果汁スイカ飲料「スイカサイダー」と「スイカゼリー」

路を見出し、地域活性化につなげていきたいと考えています。

### ふるさと暮らしを応援

本市では、「尾花沢市ふるさと暮らし応援条例」を制定し、市内に宅地を購入し、住宅を取得した際に最大200万円を助成する「宅地取得等助成事業」や、若い世帯の方が市内の賃貸住宅に入居した場合に家賃の一部を助成する「若者民間賃貸住宅等家賃助成事業」などの定住対策を図っています。

子育て環境についても、平成23年度から医療費の無料化を中学3年生までに拡大したほか、お子さんの健全な育成の場と市民の交流の場を確保するため「地域子育て等拠点施設」(子育て支援センター)、

子ども広場等)を整備しました。また、本年度から市内の中学生以下のお子さんが市の施設を利用する場合、使用料を無料化するなどの充実を図りました。

### むすびに

私は、何事を成すにも明確な確固たる信念に基づいて物事に当たらなければならぬと考えております。戦後、急激な経済成長が続き、豊かな生活を手に入れた反面、それまで築かれてきた日本人本来

の精神性や倫理観など多くのものを失ったように感じます。

今、改めてかつての精神性や本来の心を見つめ直す時代に入ったのではないかと感じています。先人の築いてきた足跡を「記憶」とし、これから先の時代を「眼差し」ととらえながら今を築かなければなりません。今何を成すべきかを熟慮し、過去から未来へとつなぐ責任ある立場にあることを自覚しながら市民とともに本市発展のために邁進してまいります。

### プロフィール

- ◆ 面積 372.32km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 1万8734人
- ◆ 世帯数 5729世帯

〔将来都市像〕夢かがやき 絆でむすぶ 元気創造のまち 尾花沢  
〔まちの特徴〕雪とスイカと花笠のまち、芭蕉十泊のまち

〔特産品〕尾花沢スイカ、雪降りり



尾花沢市長  
加藤國洋



牛(尾花沢牛)、米、そば、上の畑焼、ガラス工芸、銀山(けし)  
〔観光〕銀山温泉、徳良湖、花笠高原、芭蕉・清風歴史資料館、養泉寺、山刀伐峠、延沢銀山遺跡  
〔イベント〕徳良湖まつり、おばなざわ花笠まつり、まるだし尾花沢ふれあいまつり、尾花沢雪まつり

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

# わが

## 地域資源を活用した交流型のまちづくりを目指して

はじめに

平成17年11月1日に塩山市と勝沼町、大和村が合併して誕生した甲州市は、甲府盆地の東部に位置し、北東側には大菩薩連嶺をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、南西側には盆地に向かって形成された複合扇状地が広がる自然豊かな市です。

市内では、盆地特有の内陸性気候を利用したブドウやモモなどの果樹栽培が基幹産業となっており、地域内で生産された果樹を活用したワイン醸造や観光果樹園などの2次産業、3次産業も盛んに行われています。

また、武田信玄の菩提寺である恵林寺、ブドウ発祥伝説のある国宝大善寺などの神社仏閣をはじめ、重要文化財に指定された史跡も数

多く存在しているほか、日本のワイン醸造発祥にまつわる近代化産業遺産群などもあり、歴史に彩られた文化資産が数多く存在しています。

地理的にも東京から100km圏内に位置し、中央自動車道をはじめ国道20号や411号、140号、JR中央本線などにより、首都圏をはじめ多くの地域との交流、連携が期待できる立地条件にあります。

### 「交流」によるまちづくり

「豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市」。これは、第1次甲州市総合計画に掲げた本市の将来像です。

市では、目指すべき将来像に向け、地域が持つさまざまな資源や特性、地理的条件などを最大限に生かし、これからのまちづくりを

効果的に進めていくため、「交流」をキーワードに、本市の魅力が輝き、多くの人が訪れ、住んでみたくなる、またすべての市民がずっと住み続けたくなるまちの実現に向け、取り組みを進めています。

「交流」によるまちづくりを实りあるものとするためには、市内を訪れる方をお迎えするための環境整備が大事であると同時に、お迎えする市民一人一人が地域のことを学び、誇りと愛着を持つことが何よりも大切であると考えています。

「まちづくりは人づくり」とも言われるように、多くの市民が自分の暮らす地域に誇りと愛着を持つことで、さらに地域を良くしていくという思いがはぐくまれます。市を訪れた方々に対しても、地域の素晴らしさを伝えることで、そこから多くの甲州市ファンが生ま



国内外で高い評価を受ける甲州種ワイン

### ウォーキングで交流

「交流」のための施策の一例を紹介しますと、「歩く(ウォーキング)」によるまちづくり事業があります。

近年、中高年層を中心に健康を意識した「ウォーキング」が注目を集めています。市内でも市民が歩いている姿をよく見かけます。また、本市を訪れた観光客の方々が市内の名所旧跡、ワイナリーなどを歩いて回る姿も見受けられます。

観光客などに市内を「歩いてもらう」ことで、より深く地域を知ってもらい、市民との交流が生まれ、そこから地域が活性化していきます。また、市民が市内を「歩く」ことにより、健康増進が図られ、地域を知る学習機会にもなります。このように市内を「歩く」方々のために、武田信玄の菩提地でもある恵林寺やコロガキの里を歩く「信玄の里コース」、日本初の女流職業作家の樋口一葉の両親のふるさとを歩く「一葉の里コース」、日本のブドウとワインの発祥の地を歩く「勝沼フットパスコース」など、地域の特徴を生かしたウォーキングルートの整備やルート上の見どころなどを記したガ

イドマップの作成、ウォーキングイベントの開催などを行っています。また、県内の若者が企画する市内の30社以上のワイナリーを巡る「ワイナリーリズム」事業は今年で4回目を迎えますが、年々参加者も増え、好評を得ています。自然景観や歴史文化に親しみながら歩く散策道「フットパス」を活用したまちづくりを進めるため、「日本フットパス協会」にも参画しており、全国に向けた情報発信を強化しています。

### 市民との協働に向け「市民の視点」を大切に

地域主権改革の進展や昨今の社会経済情勢の不安などにより、自治体を取り巻く環境も大きく変化しており、非常に厳しい時代であるといわれています。こうした中、本市もほかの多くの自治体と同様に効率的、効果的な行政運営に向けた行政改革に取り組んでいます。

平成23年度から平成26年度までの4カ年を計画期間とした第2次行政改革大綱では、基本理念を「協働・成果・効率・安心を重視した市民の視点による、夢と希望の持てる甲州市政の推進」とし、市民の



地域の特徴を生かしたウォーキングイベントが人気

### プロフィール

- ◆ 面積 264.01km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 3万4728人
- ◆ 世帯数 1万3202世帯

〔将来都市像〕豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市

〔まちの特徴〕 武田家の歴史をいまに伝える古刹や名勝。ブドウ・モモに代表される果実と日本のワイン発祥の地



甲州市長 田辺 篤



〔特産品〕ブドウ、モモ、サクランボ、枯露柿、甲州ワイン

〔観光〕甲州市勝沼ぶどうの丘、旧高野家住宅(甘草屋敷)、ワイン発祥の宮光園とワイナリー、恵林寺、大善寺

〔イベント〕ふるさと武田勝頼公祭り、かつめまぶどう祭り、甲州フルーツマラソン大会、およつちよい祭り、健康ウォークIN甲州

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

# 最先端の研究機関とロマン あふれる文化財が融合するまち

はじめに

木津川市は、京都府の最南端に位置し、平成19年3月12日に木津町・加茂町・山城町の合併により京都府で15番目の市として誕生し、本年に市制5周年を迎えました。この間、人口が増え続け、5年間



浄瑠璃寺九体阿弥陀如来坐像 (国宝)

で約5000人が増加、現在は7万1901人となりました。本市は、近畿のほぼ中央に位置し、京都・大阪の中心部から約30km圏内にあることから、「関西文化学術研究都市(けいはんな学研都市)」の建設が進められ、「財団法人国際高等研究所」や「公益財団法人地球環境産業技術研究機構」および民間研究機関が立地する、けいはんな学研都市の中核都市として発展しています。

また、お茶の栽培も古くから行われ、大都市近郊の立地条件を生かした近郊農業も盛んな緑豊かなまちでもあります。

古くは聖武天皇により平城京から遷都が行われ、恭仁京として5年にわたり日本の首都だったことから、古からの遺産やロマンあふれる文化財などの資源が豊富にあ

ります。

このように魅力あふれるまちであることから、今年度には京都大学大学院農学研究科附属農場や民間研究機関の立地が決まりました。今後も市長によるトップセールスを行い、地域活性化につなげていきたいと考えております。

## 子育て支援 NO.1を目指して

子どもたちが夢を持って健やかに成長できるような環境づくりの施策として、「子育て支援ナンバー1のまちづくり」をスローガンに、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援を展開しております。

主な取り組みとしては、市内の商業施設で子育て親子が気軽に集える場の提供をはじめ、放課後児童クラブの小学6年生までの拡大、

民間放課後児童クラブの設置、待機児童の解消のための民間保育園の誘致および保育時間の延長などを進めています。

また、子育て世代の経済的負担の軽減とともに働くお母さんを応援していく取り組みとして、公立病院と連携した病後児保育の実施や入院外医療費助成を小学校卒業まで拡大しているところです。

## 子や孫の未来のために

本市では、平成20年6月に策定した「木津川市行財政改革大綱並びに推進計画」に基づき、各種サービスや料金の見直し、民間委託の推進および職員給与の見直しなど、常に時代に適合した市民サービスを提供することを重要視しながら、全庁的な行財政改革に取り組みでまいりました。

また、平成21年度からは、新たに行財政改革推進委員会を設置し、市が実施する個別の事業についての評価を開始しました。

項目としては、合併自治体であることから国民健康保険税や上下水道料金の統一に取り組んできました。また、コミュニティバス事業を存続させることを目的として、市内バス料金を200円に統一し、今年度には、一日乗車券を導入したところ。

また、80歳以上に一律支給とする高齢者福祉手当を廃止し、その財源を活用して、高齢者世帯への火災警報器の設置事業を実施するなど、一律給付から、より必要な施策への事業転換を実施しました。今後も国の地域主権改革や合併



本年5月にまちびらきを行った木津中央地区「城山台」といづみ姫 (左)

自治体に対する地方交付税の特例措置が、平成28年度以降、段階的に減額・終了することに備えるとともに、子や孫の未来につながる持続可能な行財政システムを構築したいと考えています。

## 市の魅力発信による活性化

本市では、できるだけ多くの人に「住んでよかった、住み続けたい」、できるだけ多くの企業や学校などに「進出したい」と思ってもらえるまちづくりを進めています。

京都府内では京都市に次ぐ数の国指定有形文化財を有するなど、ロマンあふれる文化財や豊かな自然・里山を生かして、市と木津川市観光協会が一体となって、市の魅力を全国に発信していきたいと考えています。

特に、平成22年度には隣接する奈良県で開催されました「平城遷都1300年祭」や平成23年度に京都府で開催された「国民文化祭・きょうと2011」におきまして、市内の寺院(9カ寺)の「秘仏特別開扉」、恭仁京遷都の行列を再現した「恭仁京遷都祭」および旧家や市役所などに現代アート作品を展示し、芸術

## プロフィール

- ◆ 面積 85・12km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 7万1901人
- ◆ 世帯数 2万6416世帯

〔将来都市像〕水・緑・歴史が薫る文化創造都市。ひとが輝きともに創る豊かな未来。  
〔まちの特徴〕豊かな歴史・自然環境と、関西文化学術研究都市の最先端の研究機関を有するまち

〔市町村合併〕平成19年3月12日、木津町・加茂町・山城町が対等合併



木津川市長 河井規子



〔特産品〕筍、柿、大根、ナス、ゴボウ、ジャガイモ、茶  
〔観光〕きつつ光科学館ふおとん、大仏鉄道跡、上人ヶ平遺跡公園、浄瑠璃寺、岩船寺、蟹満寺、史跡高麗寺跡、京都府立山城郷土資料館  
〔イベント〕餅花、居籠祭、蟹供養放生会、しょうらい踊り、おかげ踊り、木津神輿太鼓祭、木津川アート

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

# わが

## 市民の皆さんが誇れる ふるさと八幡浜の創造を目指して

はじめに

美しく輝く海、緑に映える山々――。八幡浜市は四国の最西端、佐田岬半島の基部に位置する人口約4万人の風光明媚なまちです。

豊かな自然、温暖な気候を生かして栽培されるみかんは、日本一の評価を得ています。さらに、宇和海という好漁場を背景に、新鮮な魚介類をはじめ、蒲鉾など水産練製品の生産・流通基地としても知られています。

また、八幡浜港は、四国の西の玄関口として、九州(別府市、臼杵市)との間に、1日20往復のフェリー便が就航し、年間約40万人が往来しています。

最近では、市民のソウルフード「八幡浜ちゃんぽん」のPR作戦をはじめ、かつて「伊予の大阪」と



平成25年4月にオープンする「交流拠点施設」

から、国・県に対し、積極的な要望活動を行っているところです。また、同時に、将来、発生が確実視されている東南海・南海地震に対する防災対策も必要であり、自主防災組織の強化、防災士の養成、津波避難場所の指定、避難路の整備、海拔表示板の設置などに努めているところです。

また、地域の中核病院である市立八幡浜総合病院は、築後50年以上経過し、老朽化が進み、耐震上の問題点も指摘されており

このため、現在地において改築に取り組むこととし、新病院本体は6階建ての免震構造、別棟は2階建ての耐震構造とし、17診療科、256床を有する病院として、平

たわれていた時代の活力を取り戻そうと、行政とまちづくり団体、そして市民が手を携えながら、まちの活性化策を戦略的に展開するとともに、市民が存分に活躍できる舞台づくりのため、「道の駅」「みなとオアシス」の機能を併せ持つ「交流拠点施設」の整備を進めています。

オープンには、リニューアルする「高度衛生管理型魚市場」と同じく平成25年4月、もう間近となりました。

### 交流拠点施設などの整備

四国と九州を結ぶフェリー基地である八幡浜港に、約4万6500㎡(約1万5000坪)、東京ドームとほぼ同じ広さの土地が埋め立てにより完成しました。平地の少ない本市にとっては、とても貴重な

土地であり、何としても本市活性化の起爆剤にしていきたいと考えています。そのため、前述の通り、高度衛生管理型荷捌所として生まれ変わる魚市場と併せ「交流拠点施設」を整備します。

具体的には、公営施設として、ピーヤ市場(海産物直売所)、みなと交流館(観光案内所、多目的ホール、会議室)、緑地公園などを、民営施設として、アゴラマルシェ(産直・物産販売・飲食施設)を整備します。

そして、これらの施設に、商業機能をはじめ、地域情報発信機能、イベント実施機能、コミュニティ機能を持たせ、港に賑わい空間を創出するとともに、本市をアピールし、経済効果を生み出す拠点にしていきたいと考えています。

成25年1月に着工し、平成28年11月までの完成を目指すことになりました。また、屋上には緊急患者搬送のためのヘリポートを設置するほか、別棟には、放射線被ばく除染施設などを設けることになっています。

### むすびに

このほか、本土から約14kmに位置する離島大島では、廃校となった小中学校校舎を活用して、ナマコ・アワビなどの養殖、加工品の開発を行うための「八幡浜市大島産業振興センター」を9月に開所したほか、ソーシャルネットワークを活用し、行政情報の提供と住民からの意見収集を図るため、FaceBook「八幡浜市みかん課」を5月に開設しました。また、このほど、現役の小中学校であり、戦後モダニズム建築として高い評価を受けている日土小学校が、その修復・保存の作業を含めて、米国のワールド・モニュメント財団より「モダニズム賞」をいただくとともに、国から重要な文化財の指定を受けたところです。

今後は、子どもたちが適正に教育を受ける機会を確保するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校の

再編、整備を進めるほか、高齢者の移動手段を確保するため、過疎地域公共交通システムの導入などを図っていきたく考えています。このように、今まさに、八幡浜市は生まれ変わろうとしているところですが、一番大切なことは、職員の意識改革を進めることであり、何よりも力を注いでいるところ

### プロフィール

- ◆ 面積 133.03km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 3万8251人
- ◆ 世帯数 1万6987世帯

〔将来都市像〕 いま 共に育む 進取のまちづくり 風とらえ 風おこす

〔まちの特徴〕 愛媛県の最西端佐田岬半島の基部に位置し、北は瀬戸内海、西は宇和海に面し、四国の西の玄関口となっている。海と山の豊かな自然を背景に、みかんと魚を中心とする生産流通基地として栄えている

〔市町村合併〕 平成17年3月28日、旧八幡浜市と旧保内町が合併



八幡浜市長 大城一郎



〔特産品〕 みかん、富士柿、かまぼこ、じゃこ天、海産物、削りかまぼこ、唐饅頭、いよかん、清見、八幡浜ちゃんぽん

〔観光〕 おさかな牧場シーロード八幡浜、平家谷そうめん流し、自然休養林諏訪崎、梅之堂三尊仏、大島シールドタキライト

〔イベント〕 真穴の座敷舞、川名津柱松神事、二宮忠八翁飛行記念大会、八幡浜みなと花火大会、保内ふれあい市、やわたはま八日市、やわたはま旬彩市、テヤテヤよろずマーケット

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。



八幡浜ちゃんぽんPRキャラクター「はまぽん」

### 安全安心なまちづくりの推進

本市は、四国で唯一の原子力発電所である「伊方原子力発電所」から市内全域が20km圏に位置する場所にあり、万が一の場合に備えての対策も講じなければなりません。このため、原発隣接市として、県および四国電力と「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」を締結し、安全確保を図るとともに、原子力発電所の事故の際に、広範なエリアで緊急、一斉に避難するためには、緊急避難道路として、地域高規格道路「大洲・八幡浜自動車道」の早期整備が必要であること

# 全国市長会の

# 動き

10月15日～11月16日

全国市長会ホームページURL

<http://www.mayors.or.jp/>



民主党の細野・政策調査会長に要請する森会長

## #2 森会長が地方交付税11月分の早期交付等について各政党幹部に要請

11月5日、8日、森会長は、民主党の細

直しを検討するに当たって、国の政策減税に伴う税額控除は所得税（国税）で行うべきものであり、仮に、個人住民税（地方税）に影響を及ぼす場合にあつては、その減収補てんについて、国の責任において全額措置すべきである。

〔財政部〕

## #1 政府の税制調査会(平成24年度第3回)に、本会相談役の野村・萩市長が出席

10月25日、政府の税制調査会（平成24年度第3回）が開催され、平成25年度税制改正に向け、地方団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）との意見交換等が行われた。本会からは相談役の野村・萩市長が出席し、「平成25年度都市税制改正に関する意見」（平成24年8月決定）を基に、特に、以下の5項目について発言した。



野村・萩市長(写真中央)

①車体課税については、自動車重量税（国税）の税込約4割が譲与税として、自動車

取得税（都道府県税）の約7割が交付金として、それぞれ市町村に配分されており、両税は都市自治体にとって貴重な財源となっている。仮に、両税が廃止されれば、都市自治体の貴重な財源も失われ、さらに厳しい財政状況になり、代替財源を講じることなしに一方的な廃止は受け入れることはできず、現行制度は堅持すべきである。

②ゴルフ場利用税（都道府県税）については、その税込の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されている。ゴルフ場関連の財政需要に要する大変貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すべきである。

③都市自治体の基幹税である固定資産税の償却資産課税のうち、「機械及び装置」の新規設備投資分の非課税及び長期保有分の段階的廃止については、最終的に年6000億円近い減収が見込まれ、都市自治体の財政運営に支障が生じることとなることから、現行制度は堅持すべきである。

④環境施策に係る地方の役割に応じた地方財源の確保については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた財源を確保する仕組みを構築すべきである。

⑤住宅取得対策として住宅ローン減税の見越しての所要額の確保、雇用創出基金の延長継続、中小企業への金融面での支援、中小企業対策、特区を活用した成長戦略、生活・就労の一体支援等について要請した。

野政策調査会長、自由民主党の溝手参議院幹事長、協参議院国会対策委員長、公明党の山口代表にそれぞれ面会し、「地方交付税の執行抑制に関する共同声明」（10月30日地方六団体）により、地方交付税の11月分の早期交付並びに、各都市自治体の財政運営に支障を来さぬよう万全の措置を講じるよう強く要請。

〔企画調整室〕

## #3 国と地方の協議の場(平成24年度第2回会合)を開催し、森会長が出席

11月8日、国と地方の協議の場が、官邸で開催され、本会からは森会長が出席し、平成25年度予算概算要求、地域主権推進大綱、地方公務員制度について協議を行った。

冒頭、野田総理大臣からは、「国と地方の協議の場は、法制化後、分科会もあわせて都合14回開催し、運用の実績を着実に積み重ねている。国と地方が対等な立場で対話を行うパートナーとして、地方自治に影響を及ぼす国の政策について、地方の皆様と協議を行いたい」旨の発言があった。

協議に入り、まず、平成25年度予算概算要求について、地方六団体からは、地方交付税の総額確保、一括交付金の重点枠を含

森会長からは、①平成25年度の地方交付税の増額確保に向けて総務大臣の尽力に期待していること、②税制改正について、車体課税は、市町村の貴重な財源であるので、代替財源を講じることなく市町村に配分される貴重な財源を一方的に奪うということ、③絶対に入れないこと、償却資産課税は、廃止の場合は年額6000億円近い減収の見込みがあり、現行制度を堅持すること、ゴルフ場利用税は、受益者負担の原則に合致した税であるので、現行制度を維持すること等を発言した。

次に、地域主権推進大綱について、森会長から、素案の中で、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を実現するための法案を基礎自治体等関係団体の理解を得るための取組等も進めつつ、国会に提出する」とあるが、これについては、①市長会の中で、極めて強い反対の意見がある。特に、大規模災害を経験した東北市長会において出先機関の移譲について反対の決議をしていることを重く見ている、②また、国と地方の役割分担・業務分担の在り方は、

法律で定めるべきであるが、現時点では移譲対象とする事務権限が全体の1/3程度にとどまっており、しかも政令事項としていられるのはおかしい、③具体的な財源措置の在り方や出先機関ごとに異なる管轄区域の整理ができていない、例えば、福井県は近畿地方整備局の管内になっているがどうなるのか等を法令上明らかにするところは明らかにした上での提案であるべきである、④先般の説明で、配分権とか予算権を国に残すとしているが、そうであれば広域連合は何をするのか、4階建になるだけではないか、という意見も強い。これらの問題点を示さずに拙速に進めた場合は、非常に強い反発が出て反対せざるを得ない等の発言を行った。

次に、地方公務員制度改革について、地方六団体からは、今回、六団体として資料を出しているが、従来から色々な問題点を指摘してきた。まず、公務員の身分保障を維持しながら協約締結権を付与するのは、明らかに公務員優遇であり、住民から理解を得ることは困難であること、給与決定に至るまでの行政コストが増大するのは明らかであり、地域の行政サービスへの影響や社会全体にとっての便益を明らかにすべきであること等の課題があり、もつと議論を

深めるため、国と地方の協議の場に分科会を設置して、しっかりした議論を展開して、その過程を国民にも明らかにしていく中で改革をしなければならぬ。六団体の共通の意見として、地方の意見を真摯に反映した案としなければ、地方の納得を得ることは不可能であり、現行の法案化については反対せざるを得ない等を発言した。

森会長からは、特に消防職員については消防団と非常に密接な関係にある。地域のボランティアの熱意で支えられている消防団から見ると、消防職員の団結権がどのように映るかということに危惧している、労働組合の認証要件について同一公共団体職員が過半数を占めることが要件になっているが、自律的に勤務条件を決定しようとする中で他の職員を含めるのは理解し難い等を発言した。

政府からは、地方公務員制度については様々な懸念や、反対があることは十分認識しているが、それを踏まえながら理解を求めていきたい。地方公務員についても制度改革にかかる法案を今国会に提出する準備を進めていきたいので、総務大臣と地方六団体と残りの時間、引き続き議論を詰めていただきたい旨の発言があった。その他として、特例公債法案の未成立に

よる地方交付税の執行抑制について、政府から11月2日の段階で特例公債法案が通っていないので地方交付税の交付が遅れているが、本日、審議に入ったので11月中旬に通常の11月分を全て自治体に交付できるよう全力で取り組むとの発言があった。

**#4 「民主党地域主権調査会」に森会長が出席**

11月8日、「民主党地域主権調査会」会長・川端達夫衆議院議員が開催され、本会から森会長が出席した。

同調査会では、閣法「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」(出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲)について本会、全国知事会、全国町村会からそれぞれヒアリングが行われた。

森会長からは、①大規模災害時等の緊急時の対応については、実際に大規模災害を経験した東北地域の市長の皆さんから、原案のままでは実態として有効に機能しないとの指摘があること、利害が対立した場合はどのようにするのか、また地方整備局の管轄区域の境界で起こった場合の対応はどうなるのか等の問題がある。②直轄事業の箇所付権限は移

譲の対象外であるが、それではそもそも広域連合は何をやるのか。4階建てになるだけではないか。③市町村の意見反映の仕組みについて示されたが、そもそもなぜ広域連合のメンバーに市町村が入れないのか等の問題があり、反対論あるいは慎重論が大勢を占めている。したがって、現在示されている案では、本会として納得できる状況ではないこと等を発言した。

**「行政部」**



下地防災担当大臣に要請する正副会長

**#5 「平成25年度国の施策及び予算に関する提言」を決定するとともに、当面する重要課題について7件の決議を決定・要請**

11月15日、全国都市会館において理事・評議員合同会議を開催。

総務省の大石総務審議官から「地方行財政の課題」について説明を聴取した後、正副会長候補者選考委員会の推挙に基づき山口・



民主党の逢坂統括副幹事長、福田副幹事長に要請する正副会長

千歳市長を副会長に選任した。

前日開催の行政、財政、社会文教、経済の各委員会における審議経過及び結果を踏まえ、「平成25年度国の施策及び予算に関する重点提言・提言」を決定するとともに、当面する緊急かつ重要課題については決議をもって対応することとし、「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」「東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応と安全対策等に関する決議」「地震・津波等防災対策



自由民主党の中谷政務調査会長代理に要請する正副会長

の充実強化に関する決議」「真の分権型社会の実現を求める決議」「国の出先機関改革に関する決議」「社会保障制度の充実強化に関する決議」「自殺総合対策の抜本的充実を求める決議」をそれぞれ決定した。

また、平成23年度全国市長会決算の承認、平成25年度全国市長会各市分担金の決定を行った。

会議終了後、正副会長は、下地防災担当大臣、民主党の逢坂総括副幹事長、福田副幹事長、自由民主党の中谷政務調査会長代理等に対して、決議・重点提言の実現について面談・要請した。

この他、各委員会正副委員長等はそれぞれ関係府省及び国会議員等に対し、所管の重点提言の実現について面談・要請した。

【企画調整室】

地方公務員の労働関係に関する

法律案等の閣議決定及び

国会提出を受け、森会長ほか

地方六団体会長が声明を発表

11月15日、地方公務員の労働関係に関する法律案等の閣議決定及び国会提出を受け、森会長ほか地方六団体会長が声明を発表した。

声明では、地方六団体が先般「国と地方の協議の場」において、政府の制度案について問題点を指摘し、法案化に反対せざるを得ないとの意見を表明し、「国と地方の協議の場」における分科会を設置し議論を尽くすべきとの我々の意見に拘らず、政府が法律案の閣議決定を行ったことは甚だ遺憾であることを表明した。

【行政部】

「国の特定地方行政機関の

事務等の移譲に関する法律案」の

閣議決定を受け、森会長が声明を発表

11月15日、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の閣議決定を受け、森会長が声明を発表した。

声明では、①東日本大震災等において出先機関の果たしている役割を踏まえれば、特定広域連合に出先機関の事務等が移譲された場合、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域的かつ機動的な対応等について、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることが危惧されること、②移譲対象事務の範囲については、法律上明確にすべきであるにもかかわらず、

その全体像が明らかではないこと、③具体的な財源措置の在り方、出先機関ごとに異なる管轄区域の整理・統合や国の関与等の重要事項について示されていないこと等の問題等について、政府の考え方を明らかにすべきと主張してきたが、未だ議論が尽くされたものではない。

これらの課題や問題点等について、基礎自治体の意見を踏まえた具体的かつ丁寧な議論が必要であるにもかかわらず、これまでの基礎自治体の数次にわたる主張を十分に斟酌することなく、衆議院が解散されるという慌ただしい時に、法律案の閣議決定を行ったことは、基礎自治体を重視した地域主権改革の推進を標榜する政府の姿勢に反するものであり、誠に遺憾である旨を表明した。

【行政部】

